

こんなとき
どうするの？

そんなときに役立つ

ライフインデックス



- 母子健康手帳42
- 出生届60
- 予防接種46
- 保育園・幼稚園47
- 小・中学校48

妊娠 出産 子育て



高齢者 介護

- 高齢者サービス52
- 予防接種55
- 国民健康保険70
- 国民年金72
- 後期高齢者医療68
- 介護保険74



結婚

- 婚姻届60
- 住民登録61
- 国民健康保険70
- 国民年金72



- 消防・防災・防犯20
- パスポート63
- ごみ76
- 公共交通78
- 上下水道80
- ペット84

住まい



ライフインデックス

引っ越し

- 小・中学校の転校48
- 転入・転出・転居届61
- 国民健康保険70



おくやみ

- 死亡届60
- 国民健康保険70
- 国民年金72

思い出の家を真心こめて解体いたします

建物
解体

内装
解体

外構
解体

古紙
回収



お見積り・ご質問
お気軽にご連絡ください

☎0296-52-5706



(有)高野興業

TAKANO KOUGYO CO.LTD.

筑西市松原967-1

平日8:00~17:30





『子育て・教育』

赤ちゃんとお母さんのために

母と子の健康づくり

☎ 母子保健課 ☎24-2115

子育て世代包括支援センター

母子保健コーディネーター（専門相談員）や保健師などを配置し、妊娠に関することから子育てまで個々の相談内容に応じ、適切な情報や必要なサービスについての案内を行います。また、必要に応じ医療機関と連携しながら、安心・安全な子育てに向けサポートします。

母子健康手帳・妊婦乳児健康診査受診票の交付

妊娠がわかったら早めに交付を受けましょう！

妊婦健診の助成が受けられる妊婦などの健康診査受診票綴りも一緒にお渡しします。妊婦健康診査（14回）の助成が受けられます（多胎妊婦は5回追加）。

※母子健康手帳の交付前は、妊婦健診の助成が受けられません。

母乳育児促進事業

妊娠20週以降から出産前までの妊婦に、授乳服・授乳用インナー、またはマザーズバッグをプレゼントします。

マタニティクラス（要予約）

出産や育児についてお話しします（ママクラス・パパママクラス）。

ひだまりサロン

育児に対する不安がある、または相談・協力者が近くにいないなどの妊産婦さんたちが月1回集まり「子育ての相談」や「仲間づくりの場」としてしています。

産後ケア

出産後、周囲から家事や育児の援助が受けられない、育児不安のある産婦さんに、宿泊などにて心身のケアや育児支援を行います。

*利用日数や内容に応じた料金自己負担（1割）があります。

誕生祝金

お子さまが誕生されたお祝いとして、お子さま1人あたり20万円を支給します。

●受給資格者

申請日において対象のお子さまと同居しており、筑西市に1年以上住所を有して同一世帯全員に市税などの滞納がない人

赤ちゃん訪問

生後4か月までの間に、助産師、保健師、看護師がお宅にお伺いして、赤ちゃんの体重測定、お母さんの健康相談、育児相談を行います。

育児相談（要予約）

保健師や栄養士などが、身体測定、離乳食や幼児食の進め方、予防接種の受け方、発達などの相談に応じます。

3～4か月児健康診査

市内医療機関で内科診察、身体測定を行います。

離乳食教室（要予約）

離乳食のはじめ方、進め方についてお話しします。

医療機関で行う乳児健康診査

妊婦などの健康診査受診票綴りの乳児健康診査受診票を使い、健康診査が受けられます（公費負担あり）。

1歳6か月児健康診査

身体測定、医師・歯科医師の診察、個別相談を行います。

2歳児歯科健康診査

市内歯科医療機関で歯科診察、フッ素塗布、歯科保健指導を行います。

3歳児健康診査

身体測定、医師・歯科医師の診察、機器（スポットビジョンスクリーナー）での目の検査、尿検査、目と耳の検査（家庭で行う）、個別相談を行います。

子育て講座（申込み）

ほめ方、かかわり方などの子育てのコツをお話しします。



社会福祉法人慶育会 幼保連携型認定こども園

筑子保育園

保育時間 / 月～金 7:00～19:00
土曜 8:00～17:00
休日 / 日曜・祝日
筑西市下中山589-1

TEL: 0296-24-0252
FAX: 0296-25-2951

筑子ファミリー保育園

保育教育理念
～いっばいの生活 いっばいの遊びから～
共に育む 「生きる力」
保育教育方針
わたしを ぎゅっとして わたしを きて
わたしを みつめて わたしを よんで

保育時間 / 月～金 7:00～19:00
土曜 8:00～17:00
休日 / 日曜・祝日
筑西市西方1359-1

TEL: 0296-23-1212
FAX: 0296-24-1237





発達相談

就学前のお子さんの言葉や発達を心配されている保護者の相談に、発達相談員が応じます。

●発達相談（要予約）

月3回程度実施。1組1時間の個別相談を行います。

●発達フォロー教室

明野保健センターで月1回小集団の教室を行います。

子どものための健康教室

●健康教室 子どもの成長に合わせたテーマの教室

●食育教室 子どもの心身の健康を育むための食生活を学ぶ教室

●むし歯予防教室 むし歯を予防するための歯みがきとおやつ教室

●性教育（いのちの教育） 自分の体や性、いのちの大切さを知るための教室

教育・保育施設、小学校で計画される教室のほかに、グループでの申込みも可能です。

各種手当など

問 こども課 ☎24-2104

児童手当

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的とした制度です。

●支給対象者

15歳到達後最初の3月31日までの児童（中学3年生までの児童）を養育している人に支給します。

●手当の額（月額）

0～3歳未満：15,000円

3歳～小学校終了前：10,000円（第3子以降は、15,000円）

中学生：10,000円

所得制限限度額以上所得上限限度額未満：一律5,000円

●支払時期

原則として4か月分ずつ年3回に分けて口座に振り込みます。

・2月10日（10～1月分）

・6月10日（2～5月分）

・10月10日（6～9月分）

※10日が土・日曜日、祝日の場合は、前日の金融機関営業日に振り込みとなります。

●留意事項

・出生、転入の際は、早めに申請してください。申請が遅れると手当が受けられない月が発生しますのでご注意ください。

※出生・転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

・申請にはマイナンバー（個人番号）が必要となります。そのほか必要書類についてはこども課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭に手当を支給し、生活の安定と自立を助け、児童の福祉を増進することを目的とした制度です。

●受給資格者

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（※）を監護しているひとり親家庭の父・母または両親に代わって、その児童を養育している人です。

※児童の心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障がい）がある場合は、20歳まで対象

●手当の額（月額）（令和4年4月現在）

		加算分	
対象児童数	第1子	第2子	第3子以降
全部支給	43,070円	10,170円	6,100円
一部支給	43,060～ 10,160円	10,160～ 5,090円	6,090～ 3,050円

※所得額に応じて全部支給と一部支給があります。

●所得の制限

本人や扶養義務者などの所得に応じて手当額が変わります。

●支払時期

原則として2か月分ずつ6回に分けて口座に振り込みます。

5月11日（3・4月分）、7月11日（5・6月分）、9月11日（7・8月分）、11月11日（9・10月分）、1月11日（11・12月分）、3月11日（1・2月分）

※11日が土・日曜日、祝日の場合は、前日の金融機関営業日に振り込みとなります。

農協 エリアマップ4図 C-5

JA北つくば子育て支援センター「はだしっ子」出張ひろば
筑西わんパーク

JA北つくばは、子育て家族を応援しています。0～6歳までの子どもと保護者を対象に活動していますので、お気軽に遊びに来てください。

■筑西市上星谷359（JA北つくば協和支店）
■TEL:0296-70-8501（JA北つくば子育て支援センター）
■開催日時／毎月第3金曜日（月1回開催）10:00～11:30
■参加費／無料 ■利用方法／ご予約が必要です。 ■E-mail:hadasikko@ja-kitatsukuba.or.jp

放送通信業 エリアマップ2図 C-2

感謝の想いを感動へ
CATV ケーブルテレビ筑西

幼稚園や保育園、学校にも取材に伺います。お子さまの成長記録はケーブルテレビで！

■筑西市丙360 スピカビル5階
■TEL:0120-09-1811 ■FAX:0296-38-7722
■営業時間／9:00～18:00 ■定休日／土曜日
■URL:http://cc9.jp/ ■E-mail:info@cc9.ne.jp

あり（筑西市役所駐車場）

●留意事項

- ・児童扶養手当を受けている人は、毎年8月に「現況届」を提出する必要があります。
- ・申請にはマイナンバー（個人番号）が必要となります。そのほか必要書類はこども課へお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母または父が就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給します。また、修業期間の終了後に「修了支援給付金」を支給します。

●支給要件（すべて満たす人）

- ・市に住民登録のあるひとり親家庭の母または父
- ・児童扶養手当を受けている人または同様の所得水準にある人
- ・養成機関において、6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ・市町村民税、国民健康保険税、保育料に滞納がない人
- ・就業（または育児）と修業が困難な人

●対象資格

- ①（准）看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士
- ⑤作業療法士 ⑥歯科衛生士 ⑦歯科技工士 ⑧美容師
- ⑨社会福祉士 ⑩製菓衛生士 ⑪調理師
- ⑫シスコシステムズ認定資格 ⑬LPS認定資格 ⑭その他福祉事務所長が認める資格

●支給額

- 訓練促進給付金：月額100,000円（非課税世帯）、
月額70,500円（課税世帯）
※修学期間の最後の1年間は月額40,000円加算
- 修了支援給付金：50,000円（非課税世帯）、
25,000円（課税世帯）

●申請手続

申請の前に、こども課で「事前相談」を受けてください。

子ども・子育て支援事業

☎ こども課 ☎24-2104 / 母子保健課 ☎24-2115

利用申込は各施設で行いますので、詳細については利用を希望する施設にお問い合わせください。

一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に入所している1号認定のお子さんを、教育時間（4時間）を超えてお預かりします。

- 費用 1時間100円（給食・おやつ代は実費徴収）

一時預かり事業（一般型）

市内に在住し、施設に入所していない就学前のお子さんを、保護者が疾病、災害、事故、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由で保育できない場合に、一時的（原則週3日以内）にお預かりします。利用する場合は事前に施設へ申込みが必要です。

- 休業日 日曜日・祝日、12月29日～翌年1月3日
※施設の都合により実施できない場合もあります。
- 費用 1時間200円（給食・おやつ代は実費徴収）

延長保育事業

保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、地域型保育に入所している2号認定・3号認定お子さんを、保育時間（保育標準時間認定の場合11時間、保育短時間認定の場合8時間）を超えてお預かりします。利用する場合は事前に施設へ申込みが必要です。

- 費用 1時間200円（おやつ代は実費徴収）

病児保育事業（病後児対応型）

市内に在住し、保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、地域型保育または小学校に通っている児童などが、病気の回復期で家庭での保育ができない場合、一時的にお預かりします。利用する場合は事前に施設へ申込みと、市内の病院で診療情報提供書（500円）を書いてもらう必要があります。



- 休業日 日曜日・祝日、12月29日～翌年1月3日
※施設の都合により実施できない場合もあります。
- 費用 保育施設入所児童 無料
その他の児童 5時間以下1,000円、
5時間を超える場合2,000円

楽器販売・音楽教室 エリアマップ2図 C-4

良い音は良い楽器から 各種楽器各メーカー
(株) コンドー楽器

ピアノ・エレクトーン・ドラム・二胡・バイオリン教室
ピアノ調律・管楽器リペア・各種楽器修理

■筑西市二木成1246（音楽教室駅南センター）
■下妻市下妻丁1（本店・店舗・音楽教室）
■TEL:0296-43-2155（本店）
■お問合せ時間/9:30～18:00（火曜定休/日曜不定休）


Pあり(10台)

幼稚園 エリアマップ1図 C-5

下館聖公会学園 認定こども園
下館幼稚園

キリスト教に基礎をおく幼稚園として1912(明治45)年、米国聖公会によって創設されました。以来4,700名を超える卒園生を送り出しています。

■筑西市甲375 ■TEL:0296-22-4115
■保育時間/9:00～14:00(※預かり保育は18:30までとなります。)
■休園日/土/日曜・祝日・創立記念日・県民の日・夏/冬/春休み
■URL:<http://shimodatekg.kids.coccon.jp/index.html>



Pあり



キッズコーナーちっくんひろば

本庁舎1階にある屋内の遊び場です。施設内には大型すべり台、大型ボールプール、ボルダリング、お絵かきボード、ロディなどの遊具のほか、絵本コーナー、子育て情報コーナーがあります。また、子育て支援コンシェルジュによる絵本の読み聞かせや、子育て全般の相談に応じています。利用料は無料で、原則年末年始以外は、午前9時から午後4時までご利用いただけます。「親子の遊び場・ふれあいの場」としてご利用ください。

子育て支援センター

就園前の親子が一緒に遊び交流をし、子育てに関する相談をすることができる子育て支援の場です。

子育てに関する講座やイベントも行っています。開設時間、予定などは各支援センターへお問い合わせください。

●場所 しもだて子育て支援センター（住所：小林355

☎：22-5191）・認定こども園などの保育施設

●費用 無料（内容によって料金が必要な場合があります）

※市ホームページに各支援センターの予定を掲載しています。

ファミリー・サポート・センター 問 こども課 ☎24-2104

子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人が、センターを橋渡しにお互い会員になり、さまざまな育児の手助けを有償で行う会員組織です。

●対象者 子育ての援助を行いたい人…資格、性別問わず、心身ともに健康な人
子育ての援助を受けたい人…生後3か月～小学6年生のお子さんがいる人

※センターが実施する説明会・講習会を受講し、会員登録が必要です。

費用、利用時間、手続方法など詳細は「筑西ファミリーサポートセンターまんま」へお問い合わせください。

●所在地 木戸1288-3 ユリハイツC号

●地図座標 7図 E-2

●☎・FAX 45-8680

●受付時間 平日午前9時～午後5時

相談

問 母子保健課 ☎24-2115

子ども家庭総合支援拠点

すべての子どもと子育て家庭および妊産婦からのあらゆる相談に保健師などの専門員が応じます。地域の関係機関と連携しながら、それぞれの家庭に合った支援をします。

●家庭児童相談

児童虐待や子育てなどの相談に家庭児童相談員などが応じます。

月～金曜日：午前9時～午後4時（祝日休み）

☎24-2612（直通）

●子育て短期支援事業

保護者の病気などの理由で、家庭の養育が一時的に困難になった場合に一定期間、お子さんを施設で保護し、養育します（状況によっては母子での利用も可能です）。

●女性相談

DVやセクハラ、夫婦関係などの相談に女性相談員などが応じます。

月曜日：午前9時30分～正午

木曜日：午後1時30分～4時

（月曜日・木曜日ともに祝日休み）

☎24-2613（直通）※要予約

※上記日程以外でのご相談は、母子保健課☎24-2115へご連絡ください。

※秘密は厳守します。 ※相談は無料です。


豊 エリアマップ2図 D-2

豊のことなら何でもご相談ください

有限会社磯貝豊工業所

住まいの畳替えから、表替え、裏返し、畳床替え、新デザイン畳まで。

■筑西市下中山406
■TEL:0296-22-3919



P あり

子育てサポート エリアマップ7図 E-2

子育て世代の応援団

まんま 特定非営利活動法人 筑西ファミリーサポートセンターまんま

私たち、まんまは、筑西市内に在住・在勤しているお父さん・お母さんの「困った！」をサポートいたします。

■筑西市木戸1288-3 ユリハイツC号
■TEL:0296-45-8680 ■FAX:0296-45-8680
■受付時間/平日9:00～17:00 ■定休日/土・日・祝日・年末年始
■E-mail:chikusei_manma@ybb.ne.jp



P あり

予防接種法の改正に伴いワクチンの種類や接種方法などが変更になることがあります。変更があったときは、市ホームページや広報紙などでお知らせします。

受ける際の注意点、接種場所、接種間隔などは毎年3月下旬に自治会を通じて配布される「健康カレンダー」をご参照ください。

定期予防接種（接種料金はすべて無料。※対象年齢を過ぎると有料になります）

- ① 予防接種はすべて医療機関での個別接種となります。
- ② 生後2か月になる前に、定期予防接種の予診票一式を送付しています。
- ③ 紛失や転入の際は、母子健康手帳を持参し健康増進課の窓口にお越しください。

ワクチンの種類		定期接種対象年齢	標準的な接種期間	回数	備考
ロタ	ロタリックス	生後6週～24週	初回接種を生後2か月～14週6日後までに開始	2回	-
	ロタテック	生後6週～32週		3回	
ヒブ		生後2か月～5歳未満	接種開始が生後2～7か月未満	4回	接種回数・接種期間は、接種を開始する年齢によって異なります。
			接種開始が生後7か月～1歳未満	3回	
			接種開始が1歳以上5歳未満	1回	
小児用肺炎球菌		生後2か月～5歳未満	接種開始が生後2～7か月未満	4回	
			接種開始が生後7か月～1歳未満	3回	
			接種開始が1歳以上2歳未満	2回	
			接種開始が2歳以上5歳未満	1回	
B型肝炎		1歳未満	生後2～9か月未満	3回	母子感染予防のために健康保険で予防接種を受ける場合は対象になりません。
BCG		1歳未満	生後5～8か月未満	1回	-
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)		生後3か月～7歳6か月未満	【1期初回】生後3か月～1歳未満 【1期追加】初回接種終了後1年～1年6か月あける	4回	-
MR (麻しん・風しん)		【1期】1～2歳未満		1回	-
		【2期】年長相当児		1回	-
水痘		1～3歳未満	【1回目】1歳～1歳3か月未満 【2回目】1回目接種後6か月～1年あける	2回	-
日本脳炎		【1期】生後6か月～7歳6か月未満	【初回】3～4歳 【追加】4～5歳	3回	*特例措置あり
		【2期】9～13歳未満	9～10歳	1回	
2種混合 (ジフテリア・破傷風)		11～13歳未満	11～12歳	1回	-
HPV (子宮頸がん予防)	サーバリックス	小学6年生～高校1年生相当の女子	中学1年生	3回	接種間隔はそれぞれのワクチンによって異なります
	ガーダシル			3回	

* 特例措置対象者とは、ア：平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの9歳～13歳未満の人、イ：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の人になります。接種方法・回数などについては、お問い合わせください。

任意予防接種（接種料金の一部を助成）

● おたふくかぜ、小児インフルエンザ

対象者、助成期間や回数、料金、申請方法については、健康カレンダーをご参照いただくか健康増進課までお問い合わせください。

耳鼻咽喉科 エリアマップ2図 C-4

地域に密着した医療を目指して

鈴木耳鼻咽喉科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～11:30	●	●	●	●	●	●	●	●
14:00～17:30	●	●	●	●	●	●	●	●
14:00～16:00	-	-	-	-	-	●	-	-

■ 筑西市二木成1929

■ TEL:0296-25-4332

■ URL:http://www.suzuki-jibika.jp/



あり

* 休診日：木曜・日曜・祝日

幼児のために



保育所(園)

問 こども課 ☎24-2104

保護者が仕事をしているなどの理由で乳幼児を家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育する施設です。市内に3か所あり、対象者は0歳～就学前までとなります。利用者負担額は、住民税所得割額により決定します。

詳しくは、【施設型給付・地域型保育給付「教育・保育給付認定申請」のお知らせ】または市ホームページをご覧ください。

●私立

施設名	所在地	電話番号	地図座標
暁保育園	関本上 1393-1	37-6477	5 図 B-5
暁第二保育園	関本上 638-2	37-2585	5 図 B-5
まつばら保育園	松原 152-1	52-0270	6 図 C-5

認定こども園

問 こども課 ☎24-2104

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせもつ施設です。市内に23か所あり、対象者は0歳～就学前までとなります。利用者負担額は、住民税所得割額により決定します。

詳しくは、【施設型給付・地域型保育給付「教育・保育給付認定申請」のお知らせ】または市ホームページをご覧ください。

●公立

施設名	所在地	電話番号	地図座標
せきじょう	黒子 216-1	37-3320	7 図 E-1

●私立

施設名	所在地	電話番号	地図座標
さくらこども園	海老ヶ島 2019	45-7851	8 図 C-1
明野保育園	海老ヶ島 1018-1	52-0162	8 図 C-1
たけのご保育園	吉田 653-1	52-7788	6 図 B-4
ときわの杜	横塚 795	57-1515	6 図 B-1
協和なかよし園	門井 1975-4	57-5588	4 図 C-4
いずみ保育園※	羽方 186-1	24-5720	4 図 A-3
なかだて	中館 456-2	24-3333	1 図 B-1
たちばな保育園	五所宮 384-2	22-6294	3 図 D-4
川島こども園	小川 1845	28-5000	5 図 C-2
川島保育園	女方 46-2	28-0419	5 図 B-3
しろはと保育園	西方 1644-7	24-1308	5 図 D-3
筑子ファミリア保育園	西方 1359-1	23-1212	5 図 E-3
西方いずみ幼稚園	野殿 1336-1	24-0409	5 図 E-4
石田保育園	西石田 1186	24-3525	6 図 A-4

施設名	所在地	電話番号	地図座標
大和保育園	下中山 360-10	24-0698	2 図 D-2
ヒロサワ・シティこども園	村田 2108-1	47-8111	6 図 B-3
はぐろ保育園	岡芹 2086	24-9131	1 図 B-3
下館聖母	甲 301-4	22-3565	1 図 C-5
愛泉いずみこども園	二木成 1273	22-2843	2 図 C-4
筑子保育園	下中山 589-1	24-0252	2 図 D-1
下館幼稚園★	甲 375	22-4115	1 図 C-5
英光幼稚園★	女方 241-1	28-0652	5 図 B-3

※いずみ保育園では自園児のみ休日開所をしています。

★下館幼稚園・英光幼稚園の対象者は満3歳～就学前までとなります。

地域型保育事業 (小規模保育事業A型)

問 こども課 ☎24-2104

保護者が仕事をしているなどの理由で乳幼児を家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育する施設です。市内に1か所あり、対象者は0～2歳児までとなります。利用者負担額は、住民税所得割額により決定します。

詳しくは、【施設型給付・地域型保育給付「教育・保育給付認定申請」のお知らせ】または市ホームページをご覧ください。

●私立

施設名	所在地	電話番号	地図座標
少人数制キッズハウス保育園	小川 1391-549	28-5425	5 図 C-1

幼稚園

問 教育委員会 学務課 ☎22-0181

入園について

幼稚園の園児募集は、毎年10月に各幼稚園で受け付けています。募集要項については、「広報筑西ピープル」などでお知らせしています。なお、願書は受付期間中に幼稚園に用意してあります。

●公立

施設名	所在地	電話番号	地図座標
明野幼稚園	成井 622	52-0147	8 図 B-1

※明野幼稚園は、令和6年3月末日で閉園となります。

これに伴い、令和5年度入園の4歳児クラスの募集はありません。

認定こども園 エリアマップ6図 B-4

自然のなかでやさしさとたくましさを育む

たけのご保育園

全職員で全園児と関わりあう保育・教育を行っています。子育て支援センターや地域の憩いの場(休憩所)も併設。就園に関わらず、お気軽にご利用ください。

■筑西市吉田653-1 ■TEL:0296-52-7788

■保育時間/平日:7:00~18:00 ※延長保育18:00~19:00

■休園日/日曜/祝日/年末年始(12月29日~1月3日)

■URL:https://takenoko-hoikuken.jp/ 病後児保育・一時保育も行っていきます。

🅐あり

認定こども園 エリアマップ6図 A-4

明るく楽しいみんなの広場

認定こども園 石田保育園

東に筑波山を望み、山肌が見える所に位置し、鮮やかな四季の移り変わる豊かな自然の中で「じょうぶな体・やさしい心の子・がんばる子」を育てています。

■筑西市西石田1186

■TEL:0296-24-3525 ■FAX:0296-24-3526

■保育時間/7:00~19:00

■休園日/日曜、祝日 ※一時保育、障がい児保育、学童保育も行っていきます。

🅐あり

小・中学生のために

小・中学校

☎ 教育委員会 学務課 ☎22-0181

●小学校

施設名	所在地	電話番号	地図座標
下館小学校	甲392-1	22-3071	1 ☒ C-5
伊讚小学校	西谷貝469	22-2042	5 ☒ E-1
川島小学校	伊讚美1859	28-0202	5 ☒ C-2
竹島小学校	稲野辺26	22-3789	1 ☒ D-4
養蚕小学校	下中山298	22-3509	2 ☒ D-3
五所小学校	山崎1419-1	22-3884	3 ☒ D-4
中小学校	中館1122-1	22-3709	3 ☒ E-4
河間小学校	羽方14-2	22-2327	4 ☒ A-3
大田小学校	西方1748-1	22-2651	5 ☒ E-3
嘉田生崎小学校	西石田587	22-3872	6 ☒ A-4
関城西小学校	関本中388	37-6934	7 ☒ C-1
関城東小学校	藤ヶ谷678	37-6924	7 ☒ E-1
大村小学校	海老ヶ島1313	52-0017	8 ☒ C-1
村田小学校	村田1839	52-0056	6 ☒ B-4
鳥羽小学校	鷺島170	52-0258	8 ☒ B-1
上野小学校	中上野621-3	52-0069	8 ☒ C-3
長讚小学校	宮後1480	52-0049	6 ☒ D-5
古里小学校	桑山2498-1	57-2184	6 ☒ C-2
新治小学校	門井1890-2	57-2061	4 ☒ C-4
小栗小学校	小栗5545	57-3411	4 ☒ B-2

●中学校

施設名	所在地	電話番号	地図座標
下館中学校	岡芹 1-1	24-0314	1 ☒ B-4
下館西中学校	飯島600	28-0404	5 ☒ D-1
下館南中学校	一本松546	22-3736	2 ☒ B-5
下館北中学校	折本895	22-2334	3 ☒ E-3
関城中学校	犬塚100	37-6055	7 ☒ D-1
明野中学校	倉持1138	52-0202	8 ☒ C-1
協和中学校	門井1803-7	57-3155	4 ☒ C-5

●小・中学校の入学・転校手続

小・中学校に入学する前年度の1月末日までに教育委員会から入学通知書が送付されます。住所を変更したときには、市民課で住民票の異動手続をして教育委員会学務課までご連絡ください。

筑西市に転入し、筑西市内の小中学校へ転校される場合は、市民課の窓口で転入届をしたのち、以前に通学していた学校で発行する「在学証明書」などの転校に必要な書類を持参して、教育委員会学務課までお越しください。市内で転居された人で、ほかの通学区域に変わるときも手続が必要となります。

※家庭の事情などにより指定校以外への就学を希望される場合は、教育委員会学務課まで申し出てください。

●就学援助制度

経済的理由で、毎日の学習に必要な学用品などの購入が困難な人を援助しています。対象は、次に該当する教育委員会で認める家族です。

- ・保護者の職業が不安定で、生活保護に準ずる程度の家族
- ・母子家庭などで、生活保護に準ずる家庭
- ・生活保護法による保護が、停止または廃止された家族

※援助を希望される人は、前年所得のわかるものを添付して、学校へ申請してください。

●下館北中学校・下館中学校の統合について

下館北中学校は、令和5年4月1日に下館中学校へ統合します。

●明野五葉学園の開校について（地図座標 8☒ C-1）

令和6年4月1日に小中一貫の義務教育学校として、明野中学校敷地内に明野五葉学園が開校となります。

これに伴い、大村小学校、村田小学校、鳥羽小学校、上野小学校、長讚小学校および明野中学校は閉校となります。

交通遺児学資金

☎ こども課 ☎24-2104

交通遺児を養育する人に対し、交通遺児学資金を支給することにより、交通遺児の就学上の不安解消および心身の健全な育成を図り、福祉の増進に資することを目的としています。

●対象となる児童（交通遺児）

交通事故により、父・母もしくはその双方を失った小学1年生～中学3年生の児童・生徒

●支給を受けられる人

市内に住所を有する以下の人

- ①交通遺児を養育している父または母
- ②交通遺児を養育する両親がいないため、交通遺児と生計をひとつにし、現に養育している人

●支給額

交通遺児1人につき月額4,000円

※申請時に必要となる書類については、こども課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



放課後児童クラブ(学童保育)

☎ こども課 ☎24-2104

保護者が昼間就労などにより家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもとで保護者の迎えを待ちます。

●開設場所

クラブ名	実施場所	所在地	電話番号	地図座標
下小児童クラブ	下館小学校	甲392-1	070-4189-3076	1 図 C-5
はぐるっこ児童クラブ	認定こども園はぐる保育園	岡芹2087	24-9131	1 図 B-3
伊讚小放課後児童クラブ「シルバー・キッズ」	伊讚小学校	西谷貝469	080-5682-4181	2 図 A-1
川島たんぼぼ児童クラブ	認定こども園川島保育園	女方46-2	28-0419	5 図 B-3
川小キッズクラブ	川島小学校	伊讚美1859	090-7181-8419	5 図 C-2
川島ひまわり児童クラブ	認定こども園川島こども園	小川1391-571	28-5000	5 図 C-2
児童クラブ「竹島」	竹島小学校	稲野辺26	070-4067-8522	1 図 D-4
つばめ児童クラブ	事業所	横島764-2	090-8030-6148	1 図 E-4
学童保育しいの実クラブ	認定こども園筑子保育園	下中山589	24-0252	2 図 D-1
森の学校児童クラブ	認定こども園大和保育園	下中山360-10	24-0698	2 図 D-2
いずみ児童クラブ	認定こども園愛泉いずみこども園	二木成1273	22-2843	2 図 C-4
放課後児童クラブピーチ・キッズ	養蚕小学校	下中山298	090-1034-0117	2 図 D-3
ひいらぎ児童クラブ	認定こども園たちばな保育園	五所宮384-2	22-6294	3 図 D-4
中小学童クラブ	中小学校	中館1122-1	080-9382-0335	3 図 E-4
児童クラブ「河童」	認定こども園いずみ保育園	羽方431-1	24-5720	4 図 A-3
野の花児童クラブ	認定こども園西方いずみ幼稚園	野殿1336-1	24-0409	5 図 E-4
大田っ子放課後児童クラブ	大田小学校	西方1748-1	48-9688	5 図 E-3

クラブ名	実施場所	所在地	電話番号	地図座標
学童保育アミーゴ	認定こども園筑子ファミリア保育園	西方1359-1	23-1212	5 図 E-3
ハピネスキッズクラブ	認定こども園石田保育園	西石田1165-1	45-6555	6 図 A-3
関城西小放課後児童クラブ「シルバー・キッズ」	関城西小学校	関本中388	080-5682-4181	7 図 C-1
関城東小学校学童保育クラブ	関城東小学校	藤ヶ谷678	37-7324	7 図 E-1
まつぼっくり児童クラブ	まつばら保育園	松原151	52-0324	6 図 C-5
AKENO kids after school club	認定こども園明野保育園	海老ヶ島1018-1	52-0162	8 図 C-1
たけのこ保育園放課後児童クラブ	たけのこ保育園	吉田653-1	52-7788 直通52-7395	6 図 B-4
ときわ新治児童クラブ	新治小学校	門井1890-2	57-1515	4 図 C-4
ときわ古里児童クラブ	古里小学校	桑山2498-1	57-1515	6 図 C-2
児童クラブ「Sunny」	認定こども園協和なかよし園	門井1975-4	57-5588	4 図 C-4

子育て・教育

●開設時間

下校時刻～午後6時（延長のあるクラブもあり）
長期休暇時は朝から開設していますが、開設時間はクラブにより異なります。

●費用

利用料は無料
実費負担として、月5,000～12,000円程度（飲食物、教材の実費および保険料など）長期休暇時は別途徴収あり。

●利用申込

こども課に申請してください。申請期間は市ホームページや広報紙でお知らせしています。

教育相談など

☎ 教育委員会 指導課 ☎22-0184

●教育相談

いじめ、不登校、学習に関する事など、教育上の諸問題について、児童・生徒、ご家族からの相談を受け付けています。相談日、時間については下記までお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号
教育支援センター下館	下館武道館3階	47-3328
教育支援センター明野	海老ヶ島集会所内	52-6616
教育支援センター関城	関城支所内3階	37-7830
教育支援センター協和	協和多目的研修センター内	57-2600

●一人ひとりのニーズに応じた教育的支援

小・中学校の通常の学級における教育では十分な教育効果を期待することが困難な児童・生徒に対して、一人ひとりの障がいの状態や特性など個々に応じた適切な教育を行っています。市内の小・中学校には「知的」、「自閉症・情緒」、「ことば」の学級を設けています。新学齢児を対象に就学相談を受け付けています。相談を希望される人は、教育委員会指導課までご連絡ください。



健康・高齢者・福祉

成人のために

成人健康診査

☎ 健康増進課 ☎22-0506 / 医療保険課 ☎24-2103

健診項目		検査内容	対象者	備考	
がん検診	結核・肺がん検診	胸部レントゲン 喀痰検査 (該当者のみ)	40歳以上	受診方法については、健康カレンダーをご確認ください。	
	胃がん検診	胃バリウム造影検査			
	大腸がん検診	便潜血検査			
	前立腺がん検診	血液検査			
	肝炎ウイルス検査	血液検査	40歳以上で過去に受けていない人		
	子宮頸がん検診	集団検診	子宮頸部細胞診検査	20歳以上	受診方法については、健康カレンダーをご確認ください。
		医療機関検診	子宮頸部細胞診検査		
	乳がん検診	集団検診	超音波検査のみ	30～40歳	
超音波検査または乳房レントゲン検査			41歳以上		
医療機関検診		超音波検査	30～40歳		
		超音波検査または乳房レントゲン検査	41歳以上		
口腔がん検診	集団検診	歯科医師による問診と検診	40～74歳	対象者に通知を送付します。	
健康診査	特定健康診査	問診、身体測定、腹囲測定、尿検査、血圧測定、血液検査	40～74歳 ※筑西市国民健康保険以外の人は、加入先の健康保険組合にご確認ください。	受診方法については、健康カレンダーをご確認ください。	
					医療機関検診
	生活習慣病予防健診	集団検診	問診、身体測定、腹囲測定、尿検査、血圧測定、血液検査		16～39歳
	長寿医療健康診査	集団検診	問診、身体測定、尿検査、血圧測定、血液検査	後期高齢者医療保険の人	
骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診	集団検診	かかとの超音波検査	40・45・50・55・60・65・70歳になる女性	対象者に通知を送付します。

年に一度は健康診査を受けて、健康管理をしましょう。

成人の健康づくり

☎ 健康増進課 ☎22-0506

めざせ! ずーっと健康

健康は、本人はもとより家族みんなの宝です。また、生活習慣病の多くは「予防」をすることができます。健康づくりは市民のみなさん一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」との意思を持ち、自ら実践することが大切です。市では、健康づくりを支援する各種事業を行っています。お気軽にご利用ください。

健康が気になる人への保健指導

市や医療機関での健診(検診)を受診して、生活習慣病の発症を予防しましょう!

●健診結果の相談

健診結果を生活に生かすためにご利用ください。保健師・管理栄養士の個別相談があります(予約制)。

●特定保健指導

メタボリックシンドロームを解消し、生活習慣病を予防するために対象者へ通知します。



●**栄養相談**

食生活の見直しをしてみませんか？管理栄養士が個別相談に応じます（予約制）。

●**健康相談**

電話や面接、家庭訪問で随時相談を行っています。

まちづくり出前講座【健康づくり編】

健康増進課では、まちづくり出前講座として、保健師、看護師、管理栄養士などの専門職のほか、地域の健康推進員、食生活改善推進員、健康運動普及員などの協力を得て、健康の話や健康相談、料理実習、健康体操などを行います。自治会での集会、老人会、女性会、子ども会やPTAなどでお集まりの機会に気軽にご利用ください。

健康づくり奨励単位認定事業

市の健康づくり事業に参加し、単位認定手帳に押印します。スタンプ一定数ごとに、認定書と記念品をプレゼントしています。

単位認定手帳は、健康増進課で配付しています。

ちくせい健康ダイヤル24<年中無休>

通話無料で24時間電話健康相談サービスを行っています。

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルス、医療機関情報などに関するご相談にきめ細かくアドバイスします。

☎0120-08-2941

組織活動

市民の健康づくりを目指して、各種ボランティア組織が地域で活躍しています。ぜひみなさんも仲間になって活動しませんか？

●**健康推進員連絡協議会**

地域での学習会や歩く会などを開催しています。

●**食生活改善推進員協議会**

“食の大切さ”を伝える健康づくりのボランティアとして教室を開催しています。

●**健康運動普及員会**

地域での健康体操やウォーキング教室を開催し、健康づくりを支援します。

●**筑西健康パーク組織**

ボランティアのみなさんが実行委員となって年1回開催しているイベントです。日常生活に運動習慣を取り入れることや食への関心を高めるために、ぜひご参加ください。

こころの健康

☎健康増進課 ☎22-0506

こころの健康相談

気分が落ち込みやる気がでない、眠れない、イライラするなど、こころの問題で悩んでいる人や、その家族の相談を専門医師がお受けします（要予約）。

こころの生活支援相談

こころの病気を持った人の、就労や生活についての相談を精神保健福祉士や保健師がお受けします（要予約）。

こころのデイケア

こころの病気で通院している人が、グループ活動を通じて、友達づくり、生活リズムの立て直し、体力づくりを目指します。

見学を希望する人は、事前にお問い合わせください（要登録）。

※詳しくは「筑西市健康カレンダー」「広報筑西ピープル」「お知らせ版」をご覧ください。

※相談などについての秘密は厳守します。

※その他、関係機関が実施する相談などもありますので、ご相談ください。

メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」

パソコンや携帯電話を使って、日々の生活の中で感じるストレスや気持ちの落ち込み度を気軽にチェックできます。

ご利用の人は下記へアクセスしてください

●**パソコン**

<https://fishbowlindex.jp/chikusei/>

●**携帯電話・スマートフォンはこちらから→**



こころといのちの相談窓口一覧

ひとりで悩まず相談してください。

●**パソコン**

<https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page003934.html>

●**携帯電話・スマートフォンはこちらから→**

<https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page003934.html>



高齢者のために

高齢者へのサービス

☎ 高齢福祉課 ☎22-0526

在宅支援サービス

●生活管理指導員派遣事業

対象者：在宅生活に支障のあるおおむね65歳以上の高齢者
内容：ホームヘルパーを派遣して生活援助と生活指導を行います。

派遣：1回あたり 1時間30分以内

費用負担：1回 300円

●生活管理指導短期宿泊事業

対象者：在宅生活に支障のあるおおむね65歳以上の高齢者
内容：施設に短期宿泊して生活改善や体調の調整を図ります。

期間：原則7日間以内

費用負担：1日あたり 380円

●認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

対象者：おおむね65歳以上の認知症高齢者を現に介護している人

内容：家族の外出時などに、やすらぎ支援員が訪問して、見守りや話し相手などのサービスを提供します。

派遣：1回あたり 3時間以内

費用負担：1回 300円

●緊急通報装置の貸与

対象者：

- ①おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者で、病弱などの理由により装置を必要とする人
- ②おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、介護保険法の要介護（要支援）認定を受けており、装置を必要とする人
- ③高齢者のみの世帯のうちいずれか1人が要介護4または5の認定を受けている世帯

内容：突発的な災害、急病、事故などの緊急事態に対処するため装置を貸与します。

費用：装置の設置費、撤去費は無料。ただし、自己都合による移設費用や人為的破損や紛失に伴う費用は自己負担となります。

●救急医療情報キット普及事業

対象者：

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②65歳以上の高齢者世帯で病弱などの理由により配付を希望する人
- ③障がい、病弱などの理由により配付を希望する人

内容：かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備えるものです。

●高齢者日常生活用具給付事業

	電磁調理器および調理器具	シルバーカー
対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な人。	おおむね75歳以上の高齢者で、歩行の際につえなどを常時必要とする人で介護保険福祉用具貸与の歩行者を利用していない人。
給付限度額	12,000円	5,000円
申請方法	購入前に「高齢者日常生活用具給付申請書」を提出し、「給付券」を受領してから市内の販売店で用具の給付を受けてください。	
備考	給付を受けてから、もう一度申請ができるのは6年後になります。	給付を受けてから、もう一度申請ができるのは3年後になります。

●愛の定期便事業

対象者：おおむね75歳以上の安否確認が必要なひとり暮らしで、家に閉じこもりがちな人

内容：乳酸飲料を週に2回（1本ずつ）手渡しで配達し、安否確認を行います。

費用：無料

●はいかい高齢者家族支援サービス

対象者：はいかい行動の見られるおおむね65歳以上の高齢者を在宅で介護する人

内容：位置検索システムの専用端末機をつけた高齢者がはいかいしたときに、委託業者を通して通報・位置検索・現場急行サービスを利用することができます。

特別養護老人ホーム エリアマップ1図 B-2

社会福祉法人 幸恵会

特別養護老人ホーム 中館園

緑豊かな大地と恵まれた自然環境のもと、ぬくもりのあるサービスをご提供します。

■筑西市八丁台457
■TEL:0296-23-1880 ■FAX:0296-24-5050
■URL:http://nakadateen.com/



P あり

サービス付き高齢者向け住宅 エリアマップ1図 B-2

社会福祉法人 幸恵会

サービス付き高齢者向け住宅 愉庵（ゆあん）

日常生活に必要な医療・介護が身近に完備された安心した生活をご提供いたします。

■筑西市八丁台463
■TEL:0296-54-6192 ■FAX:0296-54-6194



P あり



●高齢者等SOSネットワーク事業

対象者：認知症などにより行方不明になるおそれがあり、日ごろから見守りを必要とする高齢者。
内容：認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録することで、行方不明になった場合に、地域の関係機関などと情報を共有し、速やかに発見・保護につなげるしくみです。また、自宅に戻れなくなったとき連絡する「おかけりマーク」を交付します。

●紙おむつ支給事業

対象者：おおむね65歳以上の在宅高齢者で、市民税非課税のおむつ使用者のうち、次のいずれかに該当する人。
 ・介護保険法の要介護4以上の認定を受けている人。
 ・介護保険法の要介護3の認定を受けている人で、認定調査票の「排尿」または「排泄」の項目において、「介助」または「見守り等」に該当する人。
内容：支給枚数は、1か月分をテープ型30枚を基準とし、偶数月に2か月分を支給します（おむつの種類によって、支給枚数がそれぞれ変わります）。
費用：無料

●要介護高齢者等介護慰労金の支給

対象者：介護保険法に基づき要介護4、または5の認定を受けている65歳以上の人を在宅で介護している市民税非課税世帯の人
 ※基準日（7月31日）以前の1年間に介護保険サービスを利用した場合は除きます。
慰労金：100,000円/年
手続：窓口へ介護保険被保険者証を提示し、「介護慰労金支給申請書」を提出
 ※申請できる期間（8月予定）は広報紙でお知らせします。

●高齢者配食サービス事業

対象者：心身の障がい、傷病などの理由により食事の調理が困難な65歳以上または要支援・要介護認定を受けているひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、アセスメントによりサービスの利用が必要と判断された人
内容：週5日（1日1食）を限度に昼食または夕食を手渡しで提供し、安否確認を行います。
助成額：1食300円

生きがい活動

●シルバー人材センター

概要：定年退職者などの高齢者に、地域に密着した仕事を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献しています。

対象者：おおむね60歳以上の健康な人
内容：
 ①技能分野（植木剪定、畳替え、襖・障子・網戸張りなど）
 ②一般作業分野（除草、除草剤散布、樹木消毒、清掃など）
 ③管理・サービス分野（施設・駐車場管理、児童見守りなど）
 ④専門技術分野（賞状・宛名書き、ハチの巣駆除など）
 ⑤人材派遣分野（工場・店舗・施設での軽作業など）
報酬：仕事の内容と就業の実績に応じて支払われます。
会費：年額 3,000円（内訳：正会員費 2,000円、親睦会費 1,000円）
窓口：（公社）筑西市シルバー人材センター
 二木成1622-3 ☎25-4181

●敬老記念品支給事業

対象者：毎年8月1日現在で、市内に住所を有し、当該年度内に満75・88・100歳以上になる人
内容：高齢者の長寿を祝して、敬老記念品（敬老金券）を贈り、長寿をお祝いします。
支給時期：毎年9月15日ごろまでに贈呈（郵送）します。

●高齢者クラブ活動助成

対象者：地域で組織される各単位高齢者クラブおよびその連合会
内容：高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、老後の生活を豊かなものにするために活動する高齢者クラブなどに補助を行います。

総合建設業 つくば市上横場

未来をつくる TO THE NEXT STAGE

鈴縫工業株式会社

当社は地域の建設業者として、地域の皆様の安心安全の確保に努めるとともに、豊かな地域の未来づくりに貢献していきたいと考えています。

■つくば市上横場2004-3
 ■TEL:029-836-6445
 ■FAX:029-836-4610
 ■URL:https://www.suzunui.co.jp

SUZUNUI
 鈴縫工業株式会社

P あり

シルバー人材センター エリアマップ2図 C-4

高齢者の知識・経験・技能の宝庫!きっとお役に立ちます。

公益社団法人 筑西市シルバー人材センター

高齢者が、これまでの経験等を活かした親切・丁寧な仕事をモットーに、皆様のお役に立てるように頑張っております。

■筑西市二木成1622-3
 ■TEL:0296-25-4181 ■FAX:0296-25-4137
 ■営業時間/8:30~17:15 ■定休日/土・日・祝日
 ■E-mail:chikusei-sc@dance.ocn.ne.jp

P あり(20台)

一般介護予防事業

●生きがいと創造の事業（委託事業）

対象者：おおむね65歳以上の人
 内容：生きがいと健康づくりや介護予防を促進するため、趣味講座やスポーツ大会等を実施しています。
 委託先：各支部高齢者クラブ連合会
 申込先：各支所の窓口にお越しください。

●生きがい講座（委託事業）

対象者：おおむね65歳以上の人
 内容：生きがいと健康づくり、介護予防を促進するため、ダンス・民謡・書道等の各種講座を実施しています。
 申込先：筑西市社会福祉協議会 ☎22-5191

●元気ぷらす教室

対象者：おおむね65歳以上の人
 内容：高齢者が要介護状態に陥らないように、元気ぷらす教室を実施し、高齢者の自立と生活の質の向上を図るため、介護予防体操などを実施しています。
 申込先：筑西市社会福祉協議会 ☎22-5191

●シルバーリハビリ体操教室

対象者：おおむね60歳以上の人
 内容：高齢者の生活運動機能を維持し、介護予防と健康寿命の延伸に努めるためシルバーリハビリ体操を実施しています。

広報筑西People お知らせ版に日程を掲載しています。

●介護予防通所支援事業（いきいき号）

対象者：おおむね65歳以上の高齢者グループ
 内容：生きがいと創造の事業で行う講座や、あけの元館での介護予防に参加する高齢者のみなさんを支援するため、いきいき号による無料送迎を行います。
 利用日時：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時
 送迎区域：筑西市内
 送迎料金：無料

茨城県の事業

●介護マーク普及事業

対象者：市内在住の認知症高齢者や障がい者などを介護している人
 内容：介護する人が周りから介護中であることを知ってもらいたいときに使う「介護マーク」を配付します。

●いばらきシニアカード普及事業

対象者：県内在住の65歳以上の人
 内容：協賛店でお得なサービスを受けられる「いばらきシニアカード」を配付します。

地域包括支援センター

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるように、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師など専門職が連携し行政や地域の医療機関・ケアマネジャー・介護サービス事業者・ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者の支援を行います。

施設名	所在地	電話番号	担当地区	地図座標
地域包括支援センターなかだて	八丁台 457	38-0680	下館・竹島・養蚕・中（中館・八丁台）	1 図 B-2
地域包括支援センターしらとり	上平塚 743-5	45-7616	伊讃・川島・五所・中（中館・八丁台除く）・河間	3 図 C-5
地域包括支援センターえがお	二木成 1669-1	45-6882	大田・嘉田生崎	2 図 B-5
地域包括支援センターまごころ	関城窓口 藤ヶ谷 733-4	49-9888	関城	7 図 E-1
	明野窓口 新井新田 41-2	52-8552	明野	8 図 C-1
	協和窓口 久地楽 237-7	57-3668	協和	4 図 C-4



65歳以上の予防接種（接種料金の一部を助成）

健康増進課 ☎22-0506

定期予防接種

ワクチン	対象者	助成回数	助成期間
高齢者 インフルエンザ	①予防接種を受ける日において満65歳以上の人 ※助成期間中に65歳を迎える人は誕生日以降に接種してください。 ②60歳以上65歳未満で障害者手帳（内部障害1級）をお持ちの人で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に障がい（有する人またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい（有する人）	助成期間内に1回	10月1日～1月31日
成人用肺炎球菌	今までに一度も肺炎球菌を接種したことがない下記の①、②の人 ①年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人（誕生日を迎える前でも接種できます） ②60歳以上65歳未満で障害者手帳（内部障害1級）をお持ちの人で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に障がい（有する人またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい（有する人）	生涯に1回限り	4月1日～3月31日

※成人用肺炎球菌予防接種は、過去に自費であっても接種を受けたことがある人は助成の対象になりません。

任意予防接種

●成人用肺炎球菌、成人風しん

対象者、助成期間や回数、料金、申請方法については、健康カレンダーをご参照いただくか、健康増進課までお問い合わせください（助成事業が終了となる場合もあります）。



公証役場 エリアマップ2図 C-2

遺言・任意後見契約は公正証書で
下館公証役場

遺言・各種契約及び会社定款等、お気軽にご相談ください。
公証人 古門 由久

■筑西市丙360 スピカ6F
■TEL:0296-24-9460
■FAX:0296-24-9460
■定休日/土・日曜日、祝日

あり(スピカ駐車場)

福祉 エリアマップ1図 D-5

デイホーム・グループホーム
ひなたぼっこ・プレヴェール

認知症によって自立した生活が困難になった方々に対して家庭的で楽しい雰囲気の中で安心な生活を営めるよう専門職員が馴染める環境を提供いたします。

■筑西市市野辺132-6 ■営業時間/8:30~17:30
■TEL:0296-25-3306 ■開所日/日曜・お盆・正月
■URL:<http://preverre.com/hinata/index.html> 運営：濱野精麦株式会社 介護事業部

あり

障がいをお持ちの人のために

障がいをお持ちの人のために

障がい福祉課 ☎24-2105

障害者手帳の対象者

●身体障害者手帳

身体（視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、肝臓、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）に永続する障がいがある人に交付されます。

●療育手帳

児童相談所などで知的障がい者と判定された人に交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため日常生活または社会生活に制約がある人に交付されます。

手当の支給対象者

●特別障害者手当

日常生活において常に特別の介護を要する20歳以上のの人に支給されます。

●障害児福祉手当

日常生活において常に介護を要する20歳未満の人に支給されます。

●特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護している人に支給されます。

●難病患者福祉手当

保健所が発行する指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている人に支給されます。

●在宅心身障害児福祉手当

在宅心身障がい児（20歳未満）の介護にあたる保護者に支給されます。

各種助成制度

●タクシー料金助成

筑西市内の病院に通院したり、各種福祉行事などへ参加するとき要する交通費の助成が受けられます。

●自動車ガソリン費助成

心身障がい者の日常生活または機能回復訓練等事業への参加のために要した自動車ガソリン費の助成が受けられます。

●その他

- ・自動車改造費助成
- ・自動車免許取得
- ・住宅リフォーム助成
- ・紙おむつ支給
- ・身障者等用駐車場利用証の交付
- ・心身障害者扶養共済制度
- ・NHK受信料の減免（全額免除・半額免除）
- ・障害者等診断書料助成
- ・有料道路通行料金の割引
- ・車いすの貸出 など



福祉・介護 エリアマップ3図 C-5

福祉なんでも相談窓口

総合相談支援センターしらとり

地域を支える福祉事業を展開！介護、障がい、子育て、就労など、福祉相談は「しらとり」にお任せください！

■筑西市上平塚743-5
■TEL:0296-45-6166
■営業時間 / 8:30~17:30 ■定休日 / 土日祝（電話対応可）
■URL:https://seihoukai-group.jp ■E-mail:ss-shiratori@seihoukai-group.jp

総合相談支援センター

しらとり

社会福祉法人 征峯会

P あり



障害者総合支援法によるサービス

●補装具の給付・修理

つえ、補聴器、義肢、装具、車いすなどの補装具の購入費や修理費の一部が支給されます。

●日常生活用具の給付

特殊寝台、点字器、ストマ用装具などの日常生活用具の購入費の一部が支給されます。

●自立支援医療（精神通院）

精神疾患や、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を行うために要する費用の一部を公費で負担する制度です。

●自立支援医療（更生医療・育成医療）

身体に障がいのある人が障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするために要する費用の一部を公費で負担する制度です。

●障害福祉サービス

ヘルパーなどに自宅に訪問してもらって受けるサービスや、施設に通ったり入所したりして受けるサービスなどさまざまなものがあります。

●日中一時支援

日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練、入浴などのサービスの利用ができます。

●移動支援

屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動を支援するサービスの利用ができます。

●その他サービス

- ・手話通訳者派遣（要約筆記を含む）
- ・地域活動支援センター など

申請の受付は、本庁舎・支所どちらでも行います

それぞれの事業については障がいの種別・程度による制限や、所得に応じた自己負担がかかる事業もあるため、詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

生活にお困りの人のために

生活にお困りの人のために

☎ 社会福祉課 ☎22-0525

生活保護


生活保護は、病気や高齢などで仕事ができなくなったり、そのほかの理由で収入が少なくなり、最低限度の生活が維持できない世帯に、程度に応じた援助をし、一日も早い自立の手助けを目的としています。

世帯全体の働く能力や資産の活用、親族からの援助など、できる限りの努力をしたうえで、国で決めた最低生活基準に満たない分だけが保障されます。

生活困窮者自立支援制度

生活に困窮しており、経済的な自立に向けた支援を希望される人をご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

※すでに生活保護を受給されている人は対象外です。

生活介護事業所	エリアマップ4図 C-4
障がい福祉サービス	
福祉サポートセンター 樹々	
日常生活支援や余暇活動を通して、障がいのある方の生活や社会参加をサポートします。生活介護ご利用受付中です。	
■筑西市三郷980-1 ■TEL:0296-49-6381 ■受付時間/8:30~17:30[日・祝除く] ■URL:http://www.u-gaku.or.jp/	
	
P あり	



『各種証明・届出』

各種申請窓口・手数料

証明書の発行

☎ 市民課 ☎24-2101

戸籍や住民票の写しなどの各種証明書を申請される際には、身分証明書（マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポート、住基カード、在留カードなど）が必要です。そのほか必要なものについては備考を参照してください。

※下記以外の証明書については市民課までお問い合わせください。

	証明書の種類	手数料	内容	備考	
戸籍に関する証明	戸籍	全部事項証明書（謄本）	450円	個人の親族的な身分関係を記録した証明書	戸籍に関する証明は、本籍地以外では発行できません。また、本人・配偶者・直系の親族以外は委任状が必要です。
		個人事項証明書（抄本）			
	除籍（原戸籍を含む）	全部事項証明書（謄本）	750円	婚姻や離婚、死亡、転籍などによって、戸籍に記載されている人全員がいなくなった状態の戸籍の証明書	
		個人事項証明書（抄本）			
	戸籍の附票の写し	250円（2ページまで） 400円（3ページ以上）	住所異動の履歴が記載されている証明書		
	身分証明書	200円	成年後見人や破産宣告などを受けていないことの証明書	本人以外は委任状が必要です。	
	受理証明書	350円	戸籍の届書が受理されたことの証明書	届出書を提出した市区町村のみで発行します。届出人以外は委任状が必要です。	
死亡診断書の写し	350円	死亡届の写し	発行には条件があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。		
住民登録に関する証明	住民票の写し	世帯全員（謄本）	250円（5人まで）	個人の氏名、住所などを記録した証明書	本人および同一世帯以外の方が請求する際には委任状が必要です。委任状によるマイナンバー（個人番号）および住民票コードが記載された住民票請求については本人宅に郵送となります。（簡易書留・転送不要）郵送代金の404円分は切手でご用意ください。
		世帯の一部（抄本）	400円（6人以上）		
	住民票記載事項証明書	300円	住民基本台帳に記載されている事項についての証明書		
	軽自動車税用住所証明書	無料	軽自動車購入に必要とされているもので、住民基本台帳に記載されている事項についての証明書		
印鑑証明	印鑑証明書	250円	個人の登録されている印鑑の証明書	市民カード、印鑑登録証が必要です。	
	印鑑登録証（再発行）	再発行手数料 1,000円	市民カードの再発行手数料	印鑑の登録を再度行います。詳しくは「P62印鑑登録」をご覧ください。	
臨時運行許可	自動車臨時運行許可証	750円	仮ナンバープレートの貸し出し	車検証・自賠責保険証が必要です。	

各種証明・届出



総合建設業
株式会社 小薬建設

〒308-0805
茨城県筑西市稲野辺 45
TEL 0296(22)5266
FAX 0296(22)5455
URL <http://www.kogusuri.jp/>

市民課出張所・支所、主な業務のご案内

市民課業務で、出張所・支所でも取り扱う業務については、下表のとおりです。

	取扱業務	出張所・支所	
		川島	関城・明野・協和
証明書交付	戸籍	○	○
	除籍・原戸籍	○	○
	住民票の写しなど	○	○
	戸籍附票の写しなど	○	○
	印鑑登録証明書	○	○
	戸籍届書記載事項証明・受理証明	○	○
	身分証明書	○	○
	軽自動車税住所証明	○	○
	住民票記載事項証明	○	○
	仮ナンバー	×	○
	改葬許可	○	○
	固定資産評価証明	×	○
	固定資産公租公課証明	×	○
	固定資産課税台帳記載事項証明	×	○
	所在証明（土地・家屋・法人）	×	○
	所得証明（課税・非課税証明）	○	○
	納税証明・完納証明	×	○
	国民健康保険税納付額証明	○	○
	軽自動車税納税証明（車検用）	○	○
各種届出	戸籍届出（出生・婚姻・死亡ほか）	○	○
	住所変更（転入・転出・転居）	○	○
	印鑑登録申請・廃止	○	○



	取扱業務	出張所・支所	
		川島	関城・明野・協和
各種届出	印鑑登録証・市民カード亡失再交付	○	○
	マイナンバー（個人番号）カード交付（初回）	○	○
	マイナンバー（個人番号）カード再交付	○	○
	電子証明書発行・更新手続き	○	○
	在留カードなど事務	○	○
	旅券（パスポート）申請・交付	×	×
	国民年金		
	資格取得、喪失、種別変更、再取得	×	○
	保険料免除（猶予）、学生納付特例	×	○
	老齢（障害・遺族）基礎年金	×	○

●本人確認のお願い

第三者による不正取得、届け出を未然に防ぐため、届出者の「本人確認」を実施しています。

【確認方法】

- a マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポート、住基カード、在留カードなど顔写真付き公的身分証の提示。
- b 上記を取得されていない人は、健康保険証および年金手帳など2点の提示。

各種証明・届出

休日・夜間の窓口業務

●窓口業務の休日開庁

- ・実施日：毎月第2・4日曜日
- ・実施時間：午前8時30分～正午
- ・実施窓口：本庁舎1階 市民課
- ・実施業務：主に住民票の写し、戸籍証明、税証明、マイナンバーカード交付（予約制）などの証明書発行業務を行います。詳しくは各担当課にお問い合わせください。
- ・問い合わせ：市民課 ☎24-2101
収税課 ☎24-2316

●窓口業務の時間延長

- ・実施日：毎週木曜日
- ・実施時間：午後5時15分～午後7時
- ・実施窓口：本庁舎1階 市民課、医療保険課、こども課
収税課、会計課
- ・実施業務：証明書発行業務のほか、各種申請の受付業務などを行います。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

- ・問い合わせ：市民課 ☎24-2101 収税課 ☎24-2316
医療保険課 ☎24-2103 会計課 ☎24-2166
こども課 ☎24-2104

●休日の届出窓口

- ・取扱日：土・日曜日、祝日
- ・取扱時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・取扱窓口：本庁舎1階 総合案内
- ・取扱業務：日直の者が、死亡届の受領および埋火葬許可証の交付、婚姻届の受領などを行います。
- ・問い合わせ：総合案内 ☎24-2111

●閉庁後の届出窓口

- ・取扱日：全日
- ・取扱時間：午後5時15分～翌日午前8時30分
- ・取扱窓口：本庁舎1階 中央防災センター
- ・取扱業務：警備員が婚姻届など（死亡届は除く）を受領します。お預かりした届書は、翌開庁日に市民課へ引き継ぎます。
- ・問い合わせ：中央防災センター ☎24-2111

一級建築士事務所 エリアマップ5図 D-3

地震から命を守る。まずは耐震診断を!

有限会社アーキテック

わたしたち、(有)アーキテックは、安心安全な住空間をつくります。地震に心配なお住まいを耐震のプロが診断。

■筑西市幸町3-12-5
■TEL:0296-28-2425 ■FAX:0296-54-6350
■営業時間/9:00～17:00 ■定休日/土・日曜、祝日
■URL:https://r.goope.jp/architec ■E-mail:architec@cronos.ocn.ne.jp

あり

総合建設業 エリアマップ6図 D-2

注文住宅承ります

株式会社萩原建設

土木・建築一式工事 リフォーム全般 外構工事

■筑西市大島79-1
■TEL:0296-57-2097・2119 ■FAX:0296-57-4268
■営業時間/8:00～17:00
■定休日/日曜・祝日

戸籍・住民登録

戸籍に関する届け出

☎ 市民課 ☎24-2101

各種証明・届出

届出事項	持参するもの	注意事項
出生届 (子どもが生まれたとき)	◆出生証明書 ◆母子健康手帳	◆生まれた日から14日以内に届け出をしてください。 ◆命名は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなの範囲に限られています。
婚姻届 (結婚するとき)	◆戸籍謄本(筑西市に本籍がない人)	◆当事者の自筆の署名が必要です。 ◆18歳以上2人の証人の署名が必要です。 ◆住所の変更があった人は、住所の異動届を出してください。
離婚届 (協議離婚するとき)	◆戸籍謄本(筑西市に本籍がない人)	◆当事者の自筆の署名が必要です。 ◆18歳以上2人の証人の署名が必要です。 ◆夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。 ◆住所の変更があった人は、住所の異動届を出してください。
死亡届 (お亡くなりになったとき)	◆死亡診断書 ◆火葬予約確認通知書	◆死亡された日から7日以内に届け出をしてください。 ◆死亡後24時間を経過しなければ、土葬・火葬することができません。 ※妊娠7か月に満たない死産届は24時間を経過しなくてもかまいません。 ◆火葬場使用料はきぬ聖苑で納めてください。
転籍届 (本籍を移すとき)	◆戸籍謄本 (市内間での転籍には不要)	◆筆頭者と配偶者の自筆の署名が必要です。 ※夫婦の一方が死亡などにより除籍されているときは、筆頭者(配偶者)のみの届け出となります。

※このほか、養子縁組届・入籍届・認知届・氏名の変更などがあります。詳しくは市民課までお問い合わせください。

※婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届のときは、届出人本人確認がありますので、顔写真付きの身分証明書(マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポート・在留カードまたは特別永住者証明書など)を提示していただきます。



住民登録に関する届け出

市民課 ☎24-2101

届出事項	持参するもの	注意事項
転入届 (市外から移ってきたとき)	<ul style="list-style-type: none"> ◆転出証明書 ◆マイナンバー（個人番号）カード ◆住居表示設定通知書（幸町のみ） ◆在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆転入した日から14日以内に届け出をしてください。 ◆国民健康保険に加入する人はその旨を申し出てください。 ◆幸町に新しくお家を建てた人は、住居表示の設定が必要となります（都市整備課で確認してください）。
転出届 (市外に移るとき)	<ul style="list-style-type: none"> ◆印鑑登録証または市民カード（登録者のみ） ◆国民健康保険証（加入者のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆転出証明書を発行しますので、転出先に移ってから14日以内に転入届けを済ませてください。 ◆転出先の住所を確かめてください。
転居届 (市内で住所を移すとき)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険証（加入者のみ） ◆マイナンバー（個人番号）カード ◆住居表示設定通知書（幸町のみ） ◆在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆転居した日から14日以内に届け出をしてください。 ◆幸町に新しくお家を建てた人は、住居表示の設定が必要となります（都市整備課で確認してください）。

※世帯主・本人以外は委任状が必要です。また、世帯主の同意書が必要になる場合があります。詳しくは市民課までお問い合わせください。

※このほか、世帯主変更・世帯合併・世帯分離などの世帯事項に変更があったときにも届け出をしてください。

※届け出の際は、本人確認がありますので、顔写真付きの身分証明書（マイナンバー（個人番号）カード・運転免許証・パスポート・住基カード・在留カードまたは特別永住者証明書など）を提示していただきます。

各種証明・届出

外国人住民窓口

市民課 ☎24-2101

●対象となる人

- 下記の区分に該当して住所登録がある人
- ・中長期在留者（在留カード交付対象者）
 - ・特別永住者
 - ・一時庇護許可者または仮滞在許可者
 - ・出生または日本国籍の喪失により日本に在留することになった外国人

●来日後「在留カード」を交付された人

「在留カード」を交付された人は、住所を決めてから14日以内に住所登録の手続きをしてください。

持参するもの：在留カード・パスポート

●引っ越しをする人

- ・市内で引っ越しをする場合：引っ越しをした日から14日以内に住所変更の手続きをしてください。
- ・市外へまたは市外から引っ越しをする場合：引っ越しをする前に住んでいた市区町村窓口で「転出証明書」の交付を受けてください。引っ越しをした日から14日以内に、「転出証明書」を持って新しい市区町村の窓口で手続きをしてください。

※届け出の際には在留カードまたは特別永住者証明書をご持参ください。

●在留資格「特別永住者」の人

- ・特別永住者証明書申請
- ・特別永住者証明書有効期間の更新

●申請窓口

外国人窓口は、市役所本庁舎市民課・各支所・川島出張所になります。

印鑑登録・パスポートの申請

印鑑登録

問 市民課 ☎24-2101

登録資格は満15歳以上で、筑西市に住居登録をしている人です（成年被後見人を除く）。

登録できる印鑑は、1人につき1個です。

※外国人住民の方の印鑑登録はお問い合わせください。

印鑑登録をするには

●本人申請（官公庁発行の顔写真付き身分証明書あり）

- ・登録する印鑑
- ・身分証明書（マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポート、住基カード、在留カードなど官公庁発行の顔写真が付いたもの）

●本人申請（官公庁発行の顔写真付き身分証明書なし）

筑西市に印鑑登録をしている人に保証人となっていただくと印鑑登録ができます。一緒にご来庁いただくか、前もって申請書に署名などが必要です。

《本人》

- ・登録する印鑑
- ・身分証明書（健康保険証など）

《保証人》

- ・印鑑登録をしてある印鑑
- ・市民カード（印鑑登録証）

●本人申請

（官公庁発行の顔写真付き身分証明書および保証人なし）

申請後、本人確認および本人の登録意思を確認するために照会書を本人宛てに郵送し、後日（照会書）をお持ちいただけます。登録まで日数がかかります。

《申請時》

- ・登録する印鑑
- ・身分証明書（健康保険証など）

《後日》

- ・郵送された書類（照会書）
- ・登録する印鑑
- ・身分証明書（健康保険証など）

●代理人申請

申請後、本人の登録意思を確認するために照会書を本人宛てに郵送し、後日照会書をお持ちいただけます。登録まで日数がかかります。

《申請時》

- ・登録する印鑑
- ・本人からの委任状
- ・代理人の身分証明書（マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポート、住基カード、在留カードなど官公庁発行の顔写真が付いたもの）

《後日》

- ・郵送された書類（照会書）
- ・登録する印鑑
- ・代理人の身分証明書（マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポート、住基カード、在留カードなど官公庁発行の顔写真が付いたもの）

登録できない印鑑

- ・住民基本台帳に記載されている氏名以外のもの
 - ・印鑑の大きさが一辺25mmの正方形に収まらないもの、または8mmの正方形に収まるもの
 - ・欠けていたり、すり減っていて不鮮明なもの
 - ・ゴム印やスタンプ形式のもの
 - ・氏または名の一部のみの印鑑
- 詳しくは市民課までお問い合わせください。

コンビニ交付

問 市民課 ☎24-2101

マイナンバー（個人番号）カードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストアで取得できます。

●サービスが利用できる店舗

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・イオンリテール
- ・ファミリーマート
- ・セイコーマート
- ・ミニストップ 他

※キオスク端末が設置されていない店舗および準備中の店舗を除く。

●ご利用可能時間

午前6時30分～午後11時00分
（メンテナンス時を除く）

●取得できる証明書

- ・住民票の写し（住民票コードは記載されません）
- ・印鑑登録証明書
- ・課税（非課税）所得証明書
発行手数料各200円

●必要なもの

- ・マイナンバー（個人番号）カード（有効な利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）

測量・地質・設計	水戸市
次世代につなぐ街作りに技術者が集結する	
株式会社大和設計	
「測量・地質・設計」わが家、わが街が一番ほっとするとあって頂けるよう、生活の基盤を作るお手伝いをします。	
■県西営業所：筑西市幸町3-22-6 本 社：水戸市本町3-10-26	
■TEL:029-246-6601 ■FAX:029-246-6602	
■営業時間/8:00～17:00 ■定休日/土・日・祝 ■E-mail:daiwa@daiwasekkei.com	



旅券（パスポート）の窓口

問 市民課 ☎24-2101

市内に住所がある人は、本庁舎市民課でパスポートの申請・交付が受けられます。

●申請できる人

市内に在住の人（*）に限られます。

*市内に在住の人とは、市内に住民登録がある人または学業や長期出張などの理由で、茨城県外に住民登録があるものの市内に居所があり、居住していることを証明できる人を行います。

●場所

本庁舎 1階 市民課パスポート窓口

●取扱時間

・申請・交付：月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後4時45分※年末年始を除く

・交付のみ：第2・4日曜日 午前8時30分～正午（要予約）

●パスポートの申請

・申請書には10年用と5年用があります。未成年（18歳未満）の人は5年用の申請書となり、法定代理人の同意署名が必要です。

・必要書類は下記のとおりです。申請する人や申請の種類によって、必要な書類が異なる場合があります。

・代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人の双方の本人確認書類（原本のみ、コピー不可）を提示していただきます。

●必要書類

・一般旅券発給申請書（1通）

10年用と5年用があり、未成年（18歳未満）の人は5年用のみの申請になります。

・戸籍抄本または謄本（1通）※発行日から6か月以内のもの
有効期限内に更新する人で、氏名・本籍などに変更がない人は、戸籍抄本または謄本を省略できます。

同一戸籍内の人が同時に申請する場合は、戸籍謄本を1通提出とすることができます。

・住民票（1通）※発行日から6か月以内のもの

筑西市内に住民登録のある人は住民基本台帳ネットワークを利用することにより住民票の提出を省略できます。

茨城県外に住民登録があり筑西市に居所がある人（居所申請）は必要です。

・写真（1枚）※6か月以内に撮影されたもの

写真の寸法や規格を満たしているものです。なお、写真の規格などについては、市民課までお問い合わせください。

・本人確認書類（コピーは不可）※1点または2点

①1点で本人確認できるもの（顔写真付きのもの）

日本国旅券（失効後6か月以内のものを含む）、運転免許証、マイナンバー（個人番号）カード、顔写真付き住基カード、顔写真付きの官公庁（独立行政法人、特殊法人および官公庁の共済組合を含む）の職員身分証明書、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの。カード式身体障害者手帳も可）など

②2点必要なもの

<ア>

健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金証書（手帳）、厚生年金証書（手帳）、共済年金証書、印鑑登録証明書（提出日の前6か月以内に作成されたもの）+実印（住民票の写しにより同一世帯の家族であることが立証された場合は世帯主のものでも可）など

<イ>次のうち顔写真付きのもの

学生証、生徒手帳、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書、失効した日本国旅券、身体障害者手帳（写真貼替え防止機能がなされていないもの）、療育手帳 など

【注意】②の<イ>から2点では受け付けできません。

（例）<○>健康保険証+顔写真付きの会社身分証明書

<○>年金証書（手帳）+失効旅券

<○>乳幼児・小学生の場合は

健康保険証+母子健康手帳

<○>健康保険証+学生証または生徒手帳

<×>学生証または生徒手帳+失効旅券

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

・前回発行の旅券

有効期間の残っている場合は、有効旅券を持参しないと新規の受け付けはできません。期限が切れている場合でもお持ちください。紛失しているときはお申し出ください。

・手数料

旅券を受け取る際に、収入印紙と茨城県収入証紙をご用意ください。

種類	収入印紙	茨城県収入証紙	手数料合計
10年用 (18歳以上)	14,000円	2,000円	16,000円
5年用 (12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年用 (12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更旅券	4,000円	2,000円	6,000円
査証欄の増補	2,000円	500円	2,500円

お近くの取扱店舗でお求めいただけます。また、本庁舎2階会計課でも販売しています。

●パスポートの受領

・申請を受けてから8日間（ただし、土・日曜日、祝日および年末年始は日数に含めません）かかる見込みです。規格に合わない写真や、申請内容に不備があると交付が遅れることがあります。余裕をもって申請してください。

・年齢に関係なく、申請者ご本人（旅券名義人）が受け取りにおいでください。増補の申請の人は、あらかじめ引換書で代理人を指定すれば代理での受け取りができます。

各種証明・届出



『税金・医療福祉』

税金

市民税

☎ 市民税課 市民税グループ ☎24-2113

市民税には、個人市民税と法人市民税の2種類があります。

個人住民税（個人市民税・県民税）

個人市民税とは、「地域社会におけるさまざまな行政サービスの提供にあたって必要となる費用を、広く市民のみなさんからその能力に応じて負担していただく」という性格の税金で、一般的に県民税とあわせて住民税（市・県民税）と呼ばれています。1月1日現在筑西市内に住所があり、前年に一定の所得があった人に課税されます。

法人市民税

法人市民税とは、市内に事業所などを持つ法人や人格のない社団などにかかる税金です。国税である法人税額に応じて負担していただく法人税割と、資本金などの額や従業者数に応じて負担していただく均等割があります。

個人住民税の計算方法とは

個人住民税は、前年の所得を基に計算されます。

●均等割について

市では市民税が3,500円、県民税が2,500円で、合わせて6,000円です。茨城県では、平成20年度から森林湖沼環境税が創設され、県民税の均等割の中に1,000円が含まれています。また、平成26～令和5年度までの10年間、東日本大震災の復興特別税として、市民税および県民税の均等割額がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。

●所得割について

・所得割の計算方法

個人住民税の所得割の計算方法は、（所得金額－所得控除額）×税率－調整控除－税額控除額＝所得割額です。所得割の税額計算の基礎は所得金額です。その金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出します。

・所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために、所得金額から差し引いて課税所得金額を計算します。

・所得割の税率

個人住民税の一般の所得に対する税率は、税源移譲による地方税法の改正により、課税所得金額に一律10%（市民税6%、県民税4%）に改正され、この税率は全国共通です。

課税されない場合

次の要件のいずれかに該当すれば所得割、均等割ともに非課税となります。

- 生活保護の規定により生活扶助を受けている人
- 前年中の合計所得金額が135万円以下で障がい者、未成年者、寡婦または寡夫に該当する人

●前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

- ・扶養親族のいない人＝28万円＋10万円
- ・扶養親族のいる人＝28万円×（1＋控除対象配偶者および扶養親族の数）＋10万円＋16万8千円

次の要件に該当すれば所得割が非課税となります。

●前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

- ・扶養親族のいない人＝35万円＋10万円
- ・扶養親族のいる人＝35万円×（1＋控除対象配偶者および扶養親族の数）＋10万円＋32万円

個人住民税の納付

●「普通徴収」（年4回）

納税者が市役所から送付された納税通知書で直接納付します。

●「特別徴収」（年12回で6月～翌年5月）

事業所が納税者の毎月の給料から差し引いて納付します。

●「年金特別徴収」（年金支給月の年6回）

公的年金から差し引いて納付します。

個人住民税の申告

賦課期日（1月1日）現在市内に住所を有する人は、毎年申告期間中に申告しなければなりません。※給与所得（年末調整済）のみである人や、公的年金のみの人、所得税の確定申告をした人は除きます。

税務相談

期間：4月～翌年1月までの、原則各月の第1・3水曜日

時間：午後1時30分～4時30分

場所：本庁舎2階会議室

予約不要、直接会場へお越しください。

※日程については変更になることもありますので、広報紙などでご確認ください。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が市内の小売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。税率は、たばこ1,000本につき6,552円です。つまり、20本入りのたばこ1箱に131.04円の市たばこ税が含まれています（令和3年10月現在）。

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在所有の原動機付自転車、軽自動車等に課税されます。

軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありませんので、4月2日以降に所有した場合には、その年度分の税金はかかりませんが、同日以降に廃車した場合には、その年度分の税金は全額納付していただくこととなります。

軽自動車の登録

市で登録・廃車できるのは、125cc以下の二輪車と小型特殊自動車、ミニカーです。

●登録に必要なもの

- ①標識交付申請書（窓口にあります）
- ②販売証明書または譲渡証明書
- ③届出人の身分証明書

●廃車に必要なもの

- ①廃車申告書（窓口にあります）
- ②標識交付証明書
- ③ナンバープレート



④届出人の身分証明書

※ナンバープレートがないと弁償金（200円）が必要になります。

左記以外の軽自動車については下記にお問い合わせください。

●125cc超の二輪車の登録・廃車について

⇒茨城運輸支局

土浦自動車検査登録事務所（☎050-5540-2018）

●四輪車の登録・廃車について

⇒軽自動車検査協会

茨城事務所土浦支所（☎050-3816-3106）

軽自動車税の税額

税額については登録日などの条件により異なりますのでお問い合わせください。

固定資産税・都市計画税

問 資産税課 ☎22-0527



固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日といいますが）市内に土地・家屋・償却資産（これらを総称して固定資産といいますが）を所有している人が、市に納付する税金です。

税額の算定について

固定資産評価額を基に課税標準額を算定します。

※課税標準額×税率（1.4%）＝税額

縦覧制度

固定資産税の納税義務者は、ほかの土地や家屋の価格と比較することにより、自己の土地や家屋の評価が適正であることを確認できます。住所・所有者の記載はありません（毎年4月1日から当該年度の最初の納期限の日まで）。

固定資産課税台帳の閲覧

自己所有の固定資産や、借地・借家人などの権利部分の「固定資産課税台帳」の閲覧を行っています（毎年4月1日から通年、土・日曜日、祝日を除く）。

新築住宅に対する固定資産税の減額措置

次の要件を満たす新築住宅に対し、新築後一定期間、固定資産税が2分の1に減額されます。

●対象となる住宅

専用住宅または居住部分が2分の1以上の併用住宅のうち、その居住部分の床面積が50㎡（共同住宅は1戸あたり40㎡）以上280㎡以下のもので、減額される範囲は床面積が120㎡までの部分です。

●減額される期間

- ・一般住宅…新築後3年間（認定長期優良住宅は5年間）
- ・3階建て以上の中高層耐火住宅…新築後5年間（認定長期優良住宅は7年間）

都市計画税

都市計画税は、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に課税されます。税額は固定資産税と同じ評価額から求められる課税標準額に、税率0.23%をかけて算出します。固定資産税とあわせて納めていただきます。

固定資産税の特例・軽減・減免措置について

〈土地に関するもの〉

- ・住宅用地に対する課税標準の特例措置

〈家屋に関するもの〉

- ・新築住宅に対する軽減措置
- ・長期優良住宅に係る固定資産の軽減措置
- ・住宅の耐震改修
- ・バリアフリー改修
- ・省エネ改修

※生活保護などの援助を受けている人または、災害などにより納税が著しく困難になった場合には、申請により税金が免除される場合があります。ただし、申請日が納期限を過ぎた場合は対象外となってしまいますのでお早めにご相談ください。

家屋を取りこわしたとき

家屋を取りこわしたときは、課税台帳の登録抹消をするため、滅失届が必要となります（家屋の滅失登記をした場合は市への届け出は必要ありません）。

固定資産現所有者申告書・相続人代表者指定届

固定資産の所有者が亡くなられたときは、相続登記が完了するまでの間「固定資産現所有者申告書・相続人代表者指定届」の提出をお願いしています（この届け出は固定資産税・都市計画税の書類送付先を定めるものですので、この届け出で相続が確定するものではありません）。

税金はそれぞれの収入や資産に応じて納めていただき、市民のみなさんの生活や健康を守り、住みよいまちづくりを進めるための大切な財源です。期限内の納付をお願いします。

納付場所

市役所会計課、各支所および川島出張所のほか、下記の場所で納付いただけます。

- ・常陽銀行、足利銀行、筑波銀行、東日本銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、北つくば農業協同組合の本店および各支店
- ・ゆうちょ銀行、郵便局（所在地が関東各都県・山梨県）
- ・全国のコンビニエンスストア（対応店については納付書の裏面をご覧ください）
- ・スマホ決済（PayPay、LINEPay、PayBのみ）

口座振替について

口座振替をご利用されますと、指定された預金口座から納期限の日に自動的に引き落としがされます。納め忘れがなく、金融機関などの窓口へ行く手間も省けます。

●手続に必要なもの

通帳、金融機関お届け印、納税通知書

●申込手続

口座振替を行う各金融機関または市役所収税課、各支所および川島出張所の窓口で行えます。市内各金融機関、郵便局には口座振替依頼書が用意してあります。

●口座振替ができる金融機関など

常陽銀行、足利銀行、筑波銀行、東日本銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、北つくば農業協同組合、ゆうちょ銀行

●口座振替の注意点

振替日に口座の預貯金が不足していると振り替えができません。残高にご注意ください。

転出や死亡、取引金融機関の変更などで振替口座がなくなったり変更された場合には、必ず市役所もしくは口座振替をしている金融機関で解約・変更の手続きを行ってください。

残高不足などで口座振替ができなかった税については、再度の振り替えは行いません。振替不能通知を送付しますので、そちらで納付してください。

随時課税・申込みの時点で納期限を過ぎている税については、口座振替のご利用はできません。

納税相談

納税についてのご相談をお受けしています。納税通知書・印鑑を持参のうえ、収税課窓口までお越しください。

開庁時間以外の相談については、下記の時間に行っています。

- ・時間延長窓口：毎週木曜日 午後5時15分～7時
- ・休日納税相談窓口：毎月第4日曜日 午前8時30分～正午

市税の滞納について

市税を納期限内に完納しないことを滞納といいます。納期限内に完納されなかった人に対しては、督促状や催告書を送付し早期の完納をお願いしています。納期限内に完納されない場合、納期限までに納付された人との公平性を保つため、本来の税額に延滞金を加算して納付していただくこととなります。

滞納のまま放置しておきますと、滞納処分（差し押え・取り立て）を受ける場合があります。

税金・医療福祉

市税関係証明について

種類	手数料	備考
住民税課税・非課税証明(所得証明)	200円	本人または同一世帯以外の人は委任状
納税証明・完納証明	250円	
国民健康保険税納付額証明	無料	
軽自動車税納税証明(車検用)	無料	
・固定資産評価証明 ・固定資産公租公課証明	300円	・基本額1枚目は6筆または6棟まで記載 ・所有者以外の人は委任状
基本額1枚を超えるごと	150円	2枚目からは6筆または6棟までの記載
固定資産現況証明	1,000円	受付は資産税課
住宅用家屋証明	600円	租税特別措置法に基づいて発行します
固定資産所在証明	300円	

種類	手数料	備考
法人所在証明	300円	
地番図の写しの交付	300円	・委任状なし ・取り扱い資産税課
固定資産評価額通知	無料	取り扱いは資産税課
申告書の写し	無料	取り扱いは市民税課

※市税関係証明は、市役所収税課・市民課および各支所証明窓口での交付となります。

※川島出張所については、課税（非課税）証明・軽自動車税納税証明（車検用）・国民健康保険税納付額証明のみの交付となります。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末（マルチコピー機）から、課税（非課税）証明を取得できます。

※その他、税関係証明については上記収税課までお問い合わせください。

医療福祉



医療費の助成制度

☎ 医療保険課 ☎24-2103

関城支所 ☎37-6111 明野支所 ☎52-1111 協和支所 ☎57-2511

筑西市では、18歳まで医療費助成が受けられます（申請が必要）。

医療福祉費支給制度（マル福制度）

医療福祉費支給制度（マル福制度）は、妊産婦・小児・ひとり親家庭の母子および父子・重度心身障がいなどの人に、必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の一部を助成する制度です。

この制度は、申請により適用となりますが、所得制限がありますので、詳しくは医療保険課までお問い合わせください。

区分	対象の範囲
小児	0歳～高校3年生学年末までの子 (中学・高校生は入院のみ)
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦（妊娠の継続と安全な出産のための治療が必要となる疾病に限り助成）
ひとり親の母子・父子	18歳未満の子どもがいる家庭で配偶者のない親とその子（一定の障がいがある子・高校在学中の子は20歳まで）
重度	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の1・2級（内部障がいは3級）に該当 ・療育手帳④、A判定 ・療育手帳B判定かつ身体障害者手帳3級該当者 ・特別児童扶養手当1級に該当する児童 ・障害年金1級受給者 ・精神障害者保健福祉手帳1級に該当

※65歳以上75歳未満の方は、上記要件かつ後期高齢者医療制度に加入した方

●自己負担金について

医療機関受診時の自己負担金は下記のとおりです（重度障害者を除く）。調剤薬局での自己負担はありません。

- ・外来：1医療機関につき1日600円、月2回まで（請求が600円未満の場合はその金額が自己負担となります）。
- ・入院：1医療機関につき1日300円（月3,000円限度）

はぐくみ医療費支給制度

この制度は、所得制限によりマル福制度の助成を受けられない高校3年生までのお子さんや妊産婦さん、マル福制度により助成対象疾病が限定される妊産婦さんを対象に、必要な医療を安心して受けていただくための市独自の医療費助成制度です。

はぐくみ医療費支給制度は、マル福制度と同様、申請により適用となりますので、詳しくは医療保険課までお問い合わせください。

区分	対象の範囲
小児	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～高校3年生学年末までの小児で、所得制限によりマル福制度の対象とならない子 ・中学・高校生の外来診療
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 ①産科・婦人科以外の医療機関受診分を助成 ②所得制限によりマル福の対象とならない妊産婦

●自己負担金について

医療機関受診時の自己負担金は下記のとおりです（重度障害者を除く）。調剤薬局での自己負担はありません。

- ・外来：1医療機関につき1日600円、月2回まで（請求が600円未満の場合はその金額が自己負担となります）。
- ・入院：1医療機関につき1日300円（月3,000円限度）



後期高齢者医療

後期高齢者医療制度

☎ 医療保険課 ☎24-2103

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人（※65歳以上で一定の障がいのある人）を対象とした医療保険制度です。加入日は、75歳を迎える誕生日からとなります。

※65歳以上で一定の障がいのある人については、本人からの申請により、制度に加入することができます。加入日は、申請日からとなります。

被保険者証について

後期高齢者医療制度に加入すると、今まで加入していた国民健康保険や社会保険の保険証の代わりに、後期高齢者医療被保険者証が交付されます。

誕生日までに被保険者証が交付されますので、お医者さんにかかるときは、「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関の窓口へ提示してください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 ○年 ○月 ○日
交付年月日	令和 ○年 ○月 ○日
被保険者番号	00000001
住所	茨城県筑西市丙360番地
氏名	筑西 太郎 男
生年月日	昭和 5年 5月 5日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082276 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

※1 被保険者証の大きさは、はがきくらい大きさです。

※2 非課税世帯の人には、被保険者証のほか、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により発行されます。

保険料について

後期高齢者医療保険料は、茨城県後期高齢者広域連合で決定されます（保険料は茨城県内統一です）。

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 (被保険者1人あたり46,000円)} + \text{所得割額 (賦課のもととなる金額) \times 8.50\%}$$

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除

※保険料率（均等割額および所得割率）は、2年ごとに見直されます。

※所得の低い人は

- ・世帯の所得に応じて保険料（均等割額）の7割、5割、2割が軽減されます。

●保険料は、下記のどちらかで納めていただきます。

- ・年金から天引きで納めていただく人
年金受給額が年額18万円以上の人
※年金の支払月にあわせて年6回の天引きとなります。
※年金の天引きから口座振替による納付変更もできます。

- ・納付書で納めていただく人
①年金受給額が年額18万円未満の人
②年金受給額が年額18万円以上でも、介護保険料と後期高齢者医療保険料の1回あたりの合計が1回あたりの年金受給額の2分の1以上になる人

納付書で納めていただく人は、郵便局や銀行からの口座引き落としもできますので、詳しくはお問い合わせください（口座振替を希望される場合は、ほかの市税などの口座振替依頼済みでも、改めてお申込みが必要です）。

- ③介護保険料を納付書で納めていただいている人…など
この制度加入前まで社会保険の被扶養者であった人は、特例措置により、保険料の均等割額が7割、5割軽減され、所得割額の負担はありません。

ポイント



自己負担限度額（月額）について

お医者さんにかかるときの自己負担割合および1か月の限度額は、下記のとおりです。

8月以降はホームページにて、ご確認ください。

●後期高齢者医療保険 自己負担限度額（月額）

*令和4年7月時点

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額（月額）		入院時 食事療養 標準負担額
		外来	外来 + 入院（世帯合算）	
現役並み所得者Ⅲ ※1 (被保険者証のみ)	3割	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 多数回 ※2 (140,100円)		一食 460円
現役並み所得者Ⅱ ※1 (限度額適用認定証あり)		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 多数回 ※2 (93,000円)		
現役並み所得者Ⅰ ※1 (限度額適用認定証あり)		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 多数回 ※2 (44,400円)		
一般 (被保険者証のみ)	1割	18,000円 [年間上限144,000円]	57,600円	一食 460円
低所得者Ⅱ ※3 (限度額適用・標準負担額減額認定証あり)		8,000円	24,600円	一食 210円 ※5
低所得者Ⅰ ※4 (限度額適用・標準負担額減額認定証あり)			15,000円	一食 100円

※1：「現役並み所得者」…同一世帯内の後期高齢者被保険者の人に課税所得が145万円以上の人がある場合で、世帯の中で後期高齢者医療被保険者全員の人の収入が、後期高齢者単身世帯の場合は、収入383万円以上、後期高齢者2人以上世帯の場合は、収入合計520万円以上の人。

※2：直近12か月で3か月以上自己負担限度額を超えたときには4か月目から自己負担限度額が引き下げられます。

※3：「区分Ⅱ」…世帯全員が住民税非課税である場合。

※4：「区分Ⅰ」…世帯全員が住民税非課税で、世帯の所得が一定の基準以下の場合。

※5：限度額適用標準負担額減額認定証の後、90日以上入院した場合、入院時食事療養標準負担額が160円になります。

・医療費の窓口での支払いが、1医療機関につき、外来・入院ともに各々1か月の限度額までとなります。

・特定疾病患者の自己負担額は、1医療機関につき、1か月1万円までとなります。

・2割の自己負担割合が導入された場合は割合変更となる人もおりますので、導入決定以後ホームページにてご確認ください。

各種手続について

被保険者証の再交付などの各種手続は、医療保険課または各支所（川島出張所を除く）の後期高齢者医療担当窓口でできます。

市で行う健康診査について

市では糖尿病・高血圧症などの早期発見、早期治療を目的として健康診査を実施しています。市の健康カレンダーに予定されている健診会場で健診を受けることができます。

健診を希望される人は、医療保険課にご連絡ください。

その他、人間ドックの助成もありますので、希望される人はお問い合わせください。

お問い合わせについて

後期高齢者医療に関するお問い合わせは、茨城県後期高齢者医療広域連合または医療保険課までご連絡ください。

問 茨城県後期高齢者医療広域連合

水戸市赤塚1-1 ミオス1階 ☎029-309-1213



『国保・年金・介護保険』

国民健康保険

国民健康保険

☎ 医療保険課 ☎24-2103

国民健康保険（国保）とは、病気やけがなどに備えて加入者のみなさんが保険税を納め、そこから自己負担金を除く医療費を支払うという相互扶助の制度です。みなさんが住む筑西市が保険者となり運営をしています（平成30年度から茨城県も保険者となり、財政運営の責任主体となっています）。

国保に加入する人とは、無職（年金受給者など）の人、自営業者の人、農業などに従事している人、職場の健康保険に加入していない人などです。

こんなときは「14日」以内に届け出をお願いします

<p>国保に加入するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほかの市区町村から転入してきたとき ・職場の健康保険を喪失したときや家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき ・子どもが生まれたとき（国保加入資格者） ・生活保護を受けなくなったとき <p>◇国保加入の届け出が遅れると…</p> <p>加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めることとなります（遡及賦課）。また、保険証が提示できないときの医療費は原則全額自己負担となります。</p>
<p>国保を抜けるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほかの市区町村に転出するとき ・職場の健康保険に加入したときや家族の健康保険の被扶養者になったとき ・国保の被保険者が死亡したとき ・生活保護を受けるようになったとき <p>◇国保喪失の届け出が遅れると…</p> <p>保険証が手元にあるため、うっかり国保で受診してしまう人がいます。この場合、国保が負担した医療費は、後で返していただくこととなります。健康保険に加入した人や転出した人は注意してください。</p>
<p>こんなときも届け出が必要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、世帯主、氏名などが変わったとき ・や世帯を分けたり、一緒にしたとき ・修学や施設入所のため、ほかの市区町村に住所を移したとき ・保険証を紛失したとき ・交通事故にあったとき ・仕事上のけがや病気のと

※届け出によって必要なものが異なりますので、詳しくは国保担当窓口までお問い合わせください。

国民健康保険税

国民健康保険税は、世帯で国民健康保険に加入している人や加入者の前年中の所得状況によって計算されます。国民健康保険税の納税義務者は、世帯主となります（世帯主課税）。

国保で受けられる給付

国保では、病気やけがをしたときに、医療機関の窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担額を支払うだけで診療が受けられます。また、療養費の支給、出産育児一時金の支給など、さまざまな給付があります。

【療養の給付】

●医療費の自己負担割合

小学校入学前	小学校入学後から70歳未満	70歳以上75歳未満
2割	3割	2割 (現役並み所得者は3割)

●国保で受けられない診療

- ・美容整形、歯列矯正
- ・健康診断、予防接種
- ・正常な妊娠出産、経済的理由による妊娠中絶
- ・労災保険の対象になる仕事上の病気やけが など

●国保の使用が制限される時

- ・故意の犯罪行為や故意の事故
- ・けんかや泥酔による病気やけが
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき

●入院したときの食事代

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として定められた標準負担額を自己負担し、残りを国保が負担します。

【療養費の支給】

次のような場合、いったん医療費を全額自己負担した後、国保担当窓口にて申請して審査で認められた場合は、自己負担分を除いた額が支給されます。

- 事故や急病で、やむを得ず保険証を持たずに診療を受けた場合
- 骨折やねんざなどで、国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合
- 医師が必要と認めたり、灸、マッサージ代、コルセットなどの治療用補装具代、輸血の生血代
- 海外旅行中に診療を受けた場合（治療、美容目的を除く）など

※医療費などを支払った日の翌日から2年を過ぎると時効により支給されません。また、医療処置が適切であったか審



査するので、申請から支給まで3か月ほどかかります。審査の結果によっては支給されない場合もあります。

【移送費の支給】

医師の指示により、やむを得ず緊急で入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して審査の結果、国保が必要と認められた場合に支給されます。

【出産育児一時金の支給】

国保に加入している人が出産したときに、42万円（産科医療補償制度未加入の医療機関で出産の場合は40.8万円）が支給されます。

出産育児一時金の直接払制度を利用しますと、医療機関の窓口で支払う出産費用は出産育児一時金を上回った額のみとなり、あらかじめ多額の出産費用を用意しなくて済みます。

※直接払いができない医療機関もあります。詳しくは、出産される医療機関にご確認ください。

※海外での出産や、直接払制度を希望しない場合は、従来どおり国保担当窓口での請求となります。

【葬祭費の支給】

国保に加入している人が死亡したときに、葬儀を行った人に5万円が支給されます。申請には、葬儀を行ったことが確認できる会葬礼状、葬儀の領収書などが必要となります。

【高額療養費の支給】

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときには、超えた分が高額療養費として支給されます。該当する世帯（主）には、国保から通知しますので、領収書は大切に保管してください。

また、高額な治療を受ける場合には事前に限度額適用認定証の申請をし、医療機関に提示すると自己負担限度額までのお支払いとなります。

※差額ベッド代や食事代、自由診療などは対象になりません。

※国保税を滞納しているなど、限度額適用認定証を交付できない場合があります。

医療費の返還について

職場の健康保険に加入または被扶養者として認定された場合や筑西市外へ転出した場合、その変更があった日から筑西市の国保の資格は喪失し、保険証も使えなくなります。

資格喪失後に筑西市国保の保険証を使って医療機関などで受診された場合、市が負担している医療費（7割または8割）を受診されたご本人から市に返還していただき、改めて受診時に加入していた健康保険に請求していただく必要があります。

このような手続きを発生させないよう、ほかの健康保険に加入した場合は、速やかに国保の脱退手続きをし、保険証を返却してください。また、かかっている医療機関などに必ず新しい保険証を提示してください。

特定健診・特定保健指導

●特定健康診査・特定保健指導を受けましょう

特定健康診査と特定保健指導は、生活習慣病の要因となる動脈硬化を進行しやすいメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善を目的としています。

※対象となる人⇒40歳以上75歳未満で国民健康保険の被保険者

●特定健診とは

年に1回、腹囲測定や血圧、血糖、脂質、尿検査、肝機能検査といった基本的な検査と、喫煙歴などの生活習慣についての問診を行い、その結果からメタボリックシンドロームの危険性のレベルを判定します。必要に応じて詳細な検査を受けることがあります。

●特定保健指導とは

特定健診の結果は、生活習慣の改善の必要性レベルに分けて判定・通知されます。検査値改善のためにそれぞれに合わせた保健指導を行い、生活習慣の改善を支援します。

人間ドック健診費の助成

国保に加入している人（40歳以上で、前年度までの国保税完納世帯に属すること）が、市が契約を結んだ医療機関で人間ドック健診を受けるときに、申請により健診費の一部が助成されます。

助成を希望される人は、広報紙などをご確認のうえ健診費の助成申請をしてください。詳しくは、国保担当窓口までお問い合わせください。



国民年金

国民年金

☎ 市民課 ☎24-2101

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務付けられています。第1号被保険者の手続は市役所本庁舎・各支所で行うことができます（川島出張所を除く）。

国民年金の加入者（被保険者）

- 第1号被保険者：自営業・学生など
- 第2号被保険者：会社員・公務員
- 第3号被保険者：会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者

任意加入被保険者

年金額を増やしたい人などで次に該当する人は、希望により国民年金に加入できます。

- 日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- 海外に在住の20歳以上65歳未満の日本人
- 65歳に達しても年金受給権が確保できない人は、70歳になるまでの間で受給資格を満たすまで加入できます（昭和40年4月1日以前の生まれの人）

主な届け出

次のようなときは届け出が必要です。

こんなとき		変更後の被保険者の種別	届出先
自営業・学生など	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
	会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社員・公務員	退職した	第1号被保険者	市区町村
	退職し、すぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
	会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社員・公務員に扶養されている配偶者	扶養資格を喪失した	第1号被保険者	市区町村
	配偶者が退職した	第1号被保険者	市区町村
	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

国民年金保険料

第1号被保険者は、20歳～60歳になるまでの40年間納めることになっています。

● 月額16,590円（令和4年度の額）

なお、第2号被保険者は、厚生年金保険料と併せて給与から天引きされます。また、第3号被保険者は、配偶者の加入している厚生年金が制度全体として負担する仕組みとなっており、自己負担はありません。

付加年金

国民年金基金に加入していない第1号被保険者や任意加入被保険者は、定額の保険料を納付する際に、あわせて付加保険料を納めると老齢基礎年金を受給するときに上乗せの付加年金を受けることができます。

● 保険料 月額400円

● 年間受取額 200円×納付月数

申請免除

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときには、申請し承認されると保険料の全額または一部の納付が免除されます。本人、配偶者および世帯主の所得で審査されます。

※一部免除を承認された期間は、一部納付保険料を納付しないと未納扱いになりますのでご注意ください。

納付猶予（50歳未満）

50歳未満の人で本人および配偶者の所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例（学生）

学生で本人の所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると在学期間中の保険料の納付が猶予されます。

追納

申請免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けると保険料を全額納付したときに比べ将来受ける年金額が少なくなります。

10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



産前産後免除制度

第1号被保険者が出産の場合、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間）の保険料が免除されます。この制度は、平成31年2月1日以降の出産が対象で、出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには母子健康手帳などが必要です。

老齢基礎年金

保険料を納めた期間や免除期間などの受給資格期間（10年以上）を満たしている人が、原則として65歳から受けられる年金です。20歳～60歳になるまでの40年間すべての保険料を納めた場合は満額を受けることができます。

●年額（満額） 777,800円（令和4年度の額）

障害基礎年金

国民年金加入中、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間（老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除く）に初診日のある病気やけがが原因で、障害認定日に政令で定める障害等級表の1級または2級の状態になった場合に受けることができます。

●年額 972,250円 1級（令和4年度の額）

●年額 777,800円 2級（令和4年度の額）

生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、または障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の子）がいるときは加算されます。

遺族基礎年金

次のいずれかの要件にあてはまる場合、死亡した人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受けることができます。

※ここでいう子とは、18歳に到達する年度末までの子または障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

- ①国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- ②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していた人が死亡したとき
- ③老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき

※①、②の場合は、保険料の納付要件があります。

※③、④の場合は、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合計した期間が25年以上ある人に限りません。

寡婦年金

国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上（平成29年8月1日より前の死亡の場合は25年以上）ある夫が死亡したときに、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上継続している妻が、60歳～65歳になるまで受けることができます。

※死亡一時金も受けることができる場合は、どちらか一方を選択することとなります。

死亡一時金

国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付済期間が36月（3年）以上ある人が死亡したときに死亡した人と生計を同一にしていた遺族が受けることができます。

※1/4納付期間は1/4に相当する月数、半額納付期間は1/2に相当する月数、3/4納付期間は3/4に相当する月数となります。

年金生活者支援給付金

公的年金などの収入金額とその他の所得との合計額が基準額以下であることなどの要件を満たす65歳以上の老齢基礎年金受給者、所得が基準額以下の障害基礎年金や遺族基礎年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

介護保険は、介護が必要になった人が安心して暮らしていくための制度です。40歳以上のすべての人が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1割～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。

被保険者

- 第1号被保険者 65歳以上の人
- 第2号被保険者 40～64歳の人

介護保険被保険者証

要介護認定を受けた人と65歳以上の人に交付します。

保険料

- 第1号被保険者 所得によって10段階の保険料に分かれています。
- 第2号被保険者 加入している医療保険の算定方法に基づいて決まります。

給付制限

災害など特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差止めになったり、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたりする措置がとられます。保険料の納付が困難な場合は早めに介護保険課にご相談ください。

保険料の納め方

- 第1号被保険者 65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。納め方は受給している年金の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。
- ・普通徴収：年金が年額18万円未満の人は、納付書や口座振替で各自納めます。
- ・特別徴収：年金が年額18万円以上の人は、年金から天引きになります。

※65歳になられても、すぐには年金から天引きになりません。

納付月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

- 第2号被保険者 医療保険分と介護保険分を合わせて納めます。国民健康保険に加入している人は世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している人は給与から差し引かれます。

介護サービスの種類

●居宅サービス

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

- ・居宅介護支援
- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導等
- ・訪問看護
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ・特定施設入居者生活介護

●施設サービス

介護保険施設に入所して受けるサービスです。入所を希望するときは、直接申し込みます。必要性の高い人から入所できます。

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

●地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●生活環境を整えるサービス

- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修

通所介護サービス

エリアマップ8図 C-2

地域密着型・少人数制

まごころ介護サービス

もうひとつの我が家としてアットホームで「まごころ」に包まれた「幸せにあふれた居場所」を提供し、皆様に安心して笑顔で過ごしていただけるよう、お客様お一人お一人にあったケアを目標としております。

■筑西市倉持1160-5
 ■TEL:0296-48-8488 ■FAX:0296-48-8488
 ■営業時間/8:00～17:00
 ■定休日/土・日・12月31日～1月3日

無料1日体験随時実施中

申請手続

●介護サービスを利用するには、まずは市の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



サービスを利用したときの費用と負担

●介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い人には負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスの支給限度額のめやす

介護保険サービスは、要介護度ごとに1か月に1～3割負担で利用できる金額に上限が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

要介護度	支給限度額 (1か月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者（65歳以上）の暮らしをさまざまなサービスでサポートします。

●介護予防・生活支援サービス事業

利用できる人

- ・要支援1・2の認定を受けた人
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人
- *基本チェックリストとは…
25項目の質問で生活機能の低下がないかを調べます。基本チェックリストは地域包括支援センター、介護保険課、各支所でお受けいただけます。

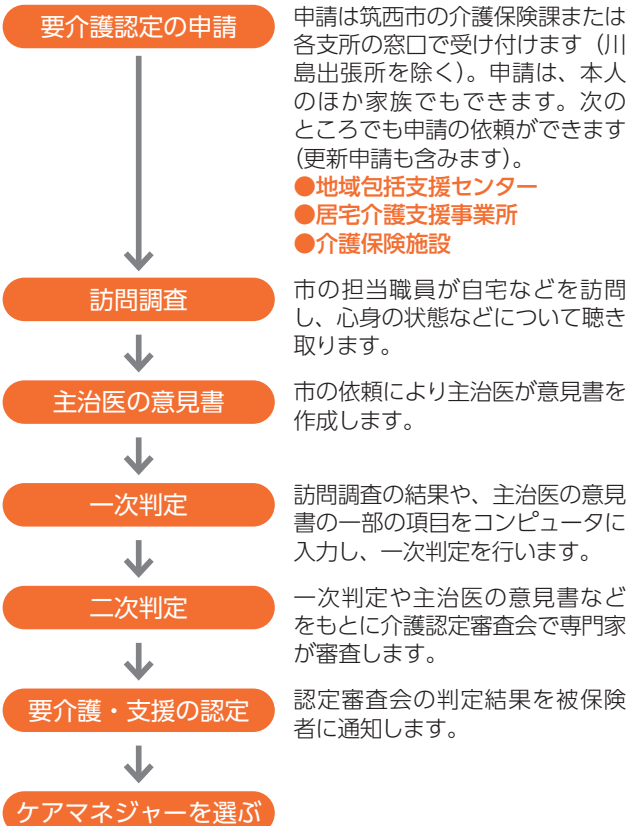
サービスの具体例

- ・調理や掃除などをする際にホームヘルパーの手助けを受けられます。
- ・デイサービスセンターなどで筋力トレーニングを受けられます。
- ・見守りや栄養改善を目的としたお弁当の宅配を利用できます。

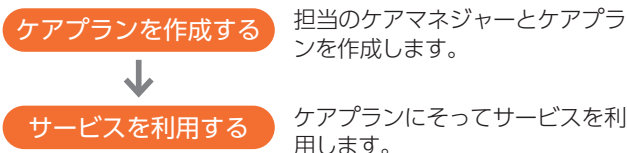
●一般介護予防事業

身近にある通いの場・地域の人と一緒に運動機能の低下予防・向上を図ります。
※対象者や内容、申込先の詳細は54ページ参照。

☎ 高齢福祉課 ☎ 22-0526



要介護1～5の人	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅暮らしながらサービスを利用したい ↓ ・ 居宅介護支援事業者（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。 ・ 介護保険施設へ入所したい ↓ ・ 見学するなどサービス内容や利用料について検討したうえで、施設に直接申し込みます。
要支援1・2の人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターに連絡します。
総合事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターに連絡します。 ※介護認定結果が非該当になった場合でも、基本チェックリストによる判定で利用できます。詳しくは右記「介護予防・日常生活支援総合事業」をご覧ください。



訪問看護 エリアマップ2図 C-3

社団法人 真壁医師会
訪問看護ステーションしもだて

主治医はもとよりケアマネジャーとの連携のもと、丁寧親切をモットーに、利用者様が安心して住み慣れた家で療養生活が送れますよう、支援いたします。

■ 筑西市二木成1491
■ TEL:0296-22-4410 ■ FAX:0296-22-4252
■ 営業時間 / 8:30～17:30
■ 定休日 / 土曜・日曜・祝日 12/29～1/3 8/13～8/16 緊急時対応あり

訪問看護 エリアマップ6図 D-1

社会医療法人 恒貴会
訪問看護ステーション愛美園

あなたの家で「看護」を提供します。
ケアマネジャーが「介護相談」も承ります。

■ 桜川市大国玉2513-12
■ TEL:0296-20-6790 ■ FAX:0296-20-6781
■ 営業時間 / 8:30～17:00 ■ 定休日 / 年中無休
■ URL: http://www.kokikai.com/ ■ E-mail: aibien@koikai.com



ごみの分け方・出し方

問 環境課 ☎24-2130

ごみの出し方は、毎年度当初に配布している各地区別の「**ごみカレンダー**」もしくは、筑西広域市町村圏事務組合環境センターのホームページにある「**分別マニュアル**」に基づいて燃やせるごみ・燃やせないごみに分別し、それぞれ市指定ごみ袋（可燃20ℓ・30ℓ・45ℓ、不燃30ℓ）に入れ、**収集日の朝8時まで**に集積所へ出してください。

ごみ袋に入らない大きさのものは粗大ごみとなります。別記粗大ごみ戸別有料収集サービスをご利用いただくか、環境センターに直接搬入することで処分することができます。

資源ごみは、びん（透明・茶色・その他の色）・缶（アルミ・スチール）・ペットボトル・古紙（新聞紙・段ボール・雑誌雑紙・紙パック）・古布・乾電池に分別し、収集日に各自治会のリサイクルステーションへ出してください。

※資源ごみとして出せないものもありますので、ごみカレンダーを確認し適切な方法で排出してください。

また、判断が難しいものは原則として不燃物として出してください。

●**ごみの収集日** ※収集日は、連休などにより一部変更となる場合があります。ごみカレンダーで確認してください。

地区		収集日		
		燃やせるごみ	燃やせないごみ	リサイクル
下館	下館・伊讃・竹島・五所・中・河間	毎週 火・金曜日	毎月 第2水曜日	毎月 第2・4日曜日
	川島・大田・養蚕・嘉田生崎	毎週 月・木曜日	毎月 第1水曜日	毎月 第1・3日曜日
関城	船玉・分中・本郷・上町・中町	毎週 火・金曜日	リサイクルの翌木曜日	毎月 第1日曜日
	河内地区全域			毎月 第2日曜日
	黒子地区全域			毎月 第3日曜日
	下町・桜塚・上野・橋本・下河原			毎月 第4日曜日
明野	長讃	毎週 月・木曜日	リサイクルの翌水曜日	毎月 第1日曜日
	鳥羽	毎週 火・金曜日	原則第2月曜日	毎月 第2日曜日
	村田		原則第4月曜日	毎月 第3日曜日
	上野			毎月 第4日曜日
	大村（台山北・三ツ谷・石倉）	毎週 月・木曜日	リサイクルの翌水曜日	下記<別表>参照
	大村			
協和	小栗・古里・新治の一部（井出北・井出南・向川澄・横塚・商業卸団地）	毎週 月・木曜日	毎月 第3水曜日	下記<別表>参照
	新治（井出北・井出南・向川澄・横塚・商業卸団地を除く）	毎週 火・金曜日	毎月 第4水曜日	

協和地区リサイクル日<別表>

地区	収集日
加草・宮本・稻荷宿・上町・仲町・下町・下小栗・整理地・旭町・蓬田・今泉町住宅・宮本住宅	第1日曜日
井出北・井出南・向川澄・横塚・商業卸団地・蓮沼団地・十里上・十里下東・十里下西・前原・桑山・栗崎・西蓮沼・門井下第1区・門井下第2区・門井下第3区	第2日曜日
堀之内・高堀・細田・三王・柳・谷永島・知行・清水・東蓮沼・門井中央・新治東・新治西・新治北・若松町住宅	第3日曜日
巽内・高座口・谷中・赤法花・上星谷・下星谷・八幡・下郷谷・大島・久地楽・古郡・三郷・桜町・門井上第1・門井上第2・新栄町・新治南・新治住宅	第4日曜日



市で収集できないもの

●環境センターで処理できないもの

※有害ごみ・適正処理困難物および産業廃棄物は、販売店や専門業者に処理を依頼してください。

建築廃材：雨戸、畳、浴槽、ブロック、石、土砂など

危険物：消火器、ガスボンベ、火薬類、化学薬品など

医療廃棄物、ピアノ、塗料、灰、液体類など

農機具、ビニールハウス用資材、農薬および肥料の袋やびん

自動車の部品：タイヤ、バッテリー、オイルなど

●事業系ごみは事業者の自己処理（排出者責任）

●家電リサイクル法対象機器

※洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機は販売店または専門業者へ処理を依頼してください。

環境センターへの直接搬入

●粗大ごみなどを自分で運ぶ場合

集積所に出せない大型のごみや引っ越しなどにより大量に出たごみなどは、筑西広域環境センターに直接持ち込むことができます。

・受付日時：平日および原則第1日曜日

午前8時30分～午前11時45分

午後1時～午後4時30分

・処理料金：家庭ごみ10kgにつき100円

・問い合わせ：筑西広域環境センター

下川島658 ☎33-3755

地図座標 5区 B-3

●粗大ごみを自分で運べない場合

別記粗大ごみ戸別有料収集をご利用ください。

また、引っ越しなどで大量にごみが出る場合は、許可業者を紹介しますので、環境課にお問い合わせください。

高齢者等ごみ出し支援戸別収集

家庭ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者や障がい者などで構成される世帯に対し、週1回、ご自宅まで無料で収集に伺います。収集時に見守り活動も行います。

・対象世帯：親族、近隣住民などからごみ出しの協力を受けることができない次のどちらかに該当する人で構成される世帯

①65歳以上で、要支援または要介護認定を受け、サービス計画でごみ出しの支援が必要とされる人

②障がい者で居宅介護または重度訪問介護を受け、サービス計画でごみ出しの支援が必要とされる人

ちくせいごみ分別アプリ

ごみに関する情報をスマホで簡単に確認できるアプリを無料で提供しています。

機能：①ごみ分別辞典（品目ごとに検索可能）

②収集日カレンダー（収集日がひと目でわかる）

③ごみの出し方（種類ごとの出し方がわかる）

④通知機能（収集日をアラートでお知らせ）

日本語		英語 (English)	
iPhone	Android	iPhone	Android

粗大ごみ戸別有料収集

収集日	川島・大田・養蚕・嘉田生崎地区	毎月 第2水曜日
	関城・明野・協和地区	毎月 第3水曜日
	下館・伊讃・竹島・五所・中・河間地区	毎月 第4水曜日
申込期限	収集日前週の金曜日（祝日の場合は木曜日）	
申込場所	環境課・各支所窓口	
受付時間	平日 午前8時30分～午後5時	
料金	1点につき750円 (1回の申込みにつき5点まで)	

ごみ

小型家電リサイクル

携帯電話やゲーム機などの小型家電の中には、希少金属やレアメタルが含まれています。次の回収方法を利用することで、リサイクルすることができます。

●BOX回収（対象は投入口（30cm×15cm）に入るもの）

①市役所本庁舎1階

②あけの元気館

●宅配回収（パソコンが入ると無料）

市と連携する国の認定業者が、宅配便を利用した回収をしています。詳しくはリネットジャパンリサイクル(株)のホームページをご覧ください。☎0570-085-800) にお問い合わせください。

総合解体業・資源リサイクル エリアマップ6区 C-4

思い出の家を真心こめて解体いたします

有限会社高野興業

大小にかかわらずどんな建物でも解体可能です。お気軽にご相談ください。

■筑西市松原967-1
 ■TEL:0296-52-5706 ■FAX:0296-52-5707
 ■営業時間/8:00～17:30 ■定休日/日曜日
 ■URL:http://takano-kogyo.jp ■E-mail:takano-co@if-n.ne.jp

あり(5台)



『公共交通』

公共交通

問 都市整備課 ☎20-1181

鉄道

筑西市に乗り入れている鉄道は、JR東日本・関東鉄道・真岡鐵道があります。

- ・JR水戸線：下館駅・川島駅・玉戸駅・新治駅
- ・関東鉄道常総線：下館駅・大田郷駅・黒子駅
- ・真岡鐵道真岡線：下館駅・下館二高前駅・折本駅・ひぐち駅

●ホームページ



JR東日本



関東鉄道



真岡鐵道

●問い合わせ

JR東日本お問い合わせセンター：☎050-2016-1600

関東鉄道(株)下館駅：☎24-6035

真岡鐵道(株)下館駅：☎25-3969

筑西市路線バス乗車案内

●ホームページ



●運賃

1乗車 均一 200円

(障がいのある方、小学生=100円、未就学児=無料)

※Suica・PASMOなどの交通系ICカードが使えます。

●バスロケーションシステムをチェック!!

スマートフォンやパソコンで運行中のバスが現在どこを走っているかがリアルタイムで分かるほか、バス停ごとの時刻表なども確認できます。ご利用の際は、右の二次元コードを読み取ってください。



●問い合わせ

・運行に関すること

関鉄パープルバス(株) 下妻本社営業所 ☎30-5071

・市の公共交通に関すること

都市整備課まちづくりグループ ☎20-1181

コミュニティサイクル

市内に複数のステーション(駐輪場)を設置し、利用者がどのステーションでも自由に自転車(電動)を借りたり、返却ができたりする新しい交通手段です。一般のレンタサイクルとは異なり、借りた場所以外のステーションでも返却が可能です。



●利用料金

60円/15分(12時間以内上限500円)

●利用方法

① 利用者登録 ※登録はこちら➡

② 自転車の予約

③ 利用開始



●貸出・返却時間

24時間利用可能

●ステーション設置箇所(令和4年4月現在)

筑西市役所、アルテリオ(しもだて美術館)、グランテラス筑西(道の駅)、下館駅南口、黒子駅、ザ・ヒロサワ・シティ(廣澤美術館前・市路線バス停留所横)

運転免許自主返納について

運転免許を自主的に返納された方へ「タクシー助成券(500円券×20枚)」と「『路線バス』または『デマンド交通システムのり愛くん』のお試し乗車券(10枚)」を交付しています。

●手続きの流れ

① 警察署または茨城県運転免許センターにて運転免許を自主返納し、「運転免許の取消通知書」または申請による「運転経歴証明書」を受け取ってください。

② 「運転免許の取消通知書の写し」または「運転経歴証明書の写し」を持参のうえ、市役所都市整備課窓口(本庁舎3階)で交付申請を行ってください。

※自主返納日から1年以内の方が対象で、交付は1人1回となります。

※詳しくはこちら➡



●お問い合わせ

・運転免許自主返納について・・・

筑西警察署交通課 ☎0296-24-0110

・タクシー助成券・お試し乗車券について・・・

都市整備課(本庁舎3階2番窓口) ☎0296-20-1181

デマンド交通システム「のり愛くん」

「のり愛くん」は、利用者の予約を受けて「乗り合い」で運行する公共交通手段です。低料金を戸口から戸口まで送迎します。

●**利用方法** 事前に利用登録が必要です。登録は無料で随時受付しています。登録するには、「利用登録票」を都市整備課または支所・出張所まで提出ください。また、都市整備課では、電話での登録も受付していますので、市役所都市整備課(☎20-1181)までお電話ください。

●**運行範囲** 筑西市内

●**運行日** 月曜日～金曜日

●**運休日** 土・日・祝日、8/13～16、12/29～1/3

●**料金** 片道 中学生以上300円、小学生以下200円、3歳未満無料

※予約は利用予定日の2日前(運休日を除く)から乗車希望時間の1時間前まで受け付けます。



午前	午後
※ 8:00	12:00
※ 8:30	12:30
9:00	13:00
9:30	13:30
10:00	14:00
10:30	14:30
11:00	15:00
11:30	15:30
	16:00

のり愛くん予約センター ☎23-6666

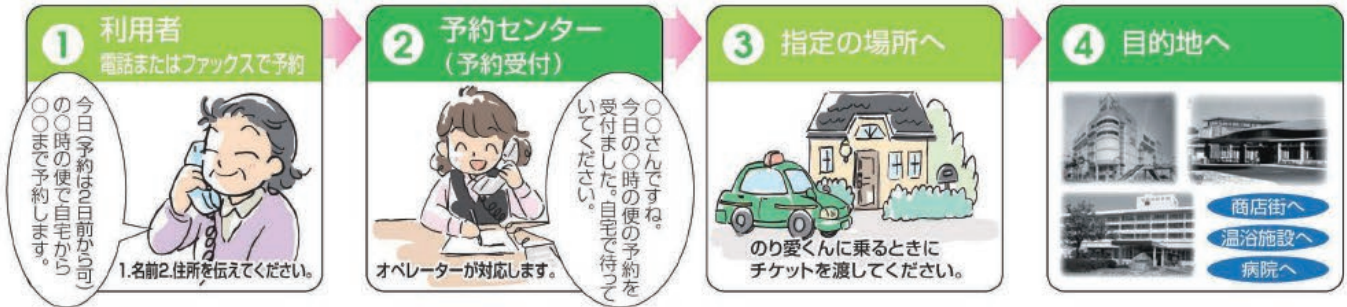
●**予約受付時間** 午前7:30～午後4:30

予約するときは、①お名前②電話番号③希望の時間の便④乗車する場所⑤目的地をお伝えください。

※8:00便と8:30便は前日までにご予約ください。

料金はチケットでの支払いになりますので、乗車の際にドライバーに渡してください。

●**出かけるときは…**



●**帰るときは…**



<注意事項>

- ・ 予約の変更やキャンセルをする場合は、すぐに予約センターへご連絡ください。
- ・ 小学生以下のご利用には保護者の同乗をお願いします。
- ・ 乗り合いのため、到着時には充分余裕をもってご利用ください。
- ・ 目的地への移動中に、車両を待たせての途中下車はできません。
- ・ 予約状況により乗車希望時間の便を予約できない場合もあります。
- ・ 車両到着時に指定場所にいらっしゃらない場合は、長く待つことなく次の予定地に出発します。
- ・ 車内での飲食および喫煙はお断りいたします。またペットを連れての乗車もご遠慮願います。
- ・ 広範囲に移動する場合で、次の便に遅れを生じてしまうおそれのある場合は、乗り継ぎとなる場合があります。

タクシー エリアマップ5区 C-3

お客様からの信頼を心に
有限会社 英光タクシー

タクシー・福祉タクシー・のり愛くん
皆さまのニーズにお応えします。是非ご利用ください。

■筑西市女方9-3
■TEL:0296-28-0221 ■FAX:0296-28-0223
■営業時間/7:00～18:00
■定休日/土・日曜日、祝日

P あり



暮らし・住まい

上下水道

水道

☎ 水道課 ☎22-0501

水道料金 令和元年10月使用分から適用（消費税相当額含む）

給水装置	給水管の口径	基本料金（月）	超過料金（1㎡につき）			
			11~20㎡	21~50㎡	51~100㎡	101㎡以上
専用 共用	13mm	10㎡まで 1,980円	231円	242円	253円	264円
	20mm	10㎡まで 2,090円	231円	242円	253円	264円
	25mm	10㎡まで 2,200円	231円	242円	253円	264円
	30mm	20㎡まで 4,840円		242円	253円	264円
	40mm	20㎡まで 5,060円		242円	253円	264円
	50mm	50㎡まで 13,200円			253円	264円
	75mm以上	50㎡まで 13,750円			253円	264円
特別（一時使用・プール・水まき）			1㎡につき231円			
特別（公衆浴場）		100㎡まで8,382円				99円

※給水使用料（私設消火栓）：演習用1㎡につき231円

●水道料金算定方法

2か月に1度（隔月）検針した検針水量を2分の1にして、当月・翌月に振り分けて請求いたします。

●納入期限

- 現金納付は毎月月末です（月末が祝日の場合は、その翌日になります）。本庁舎・各支所でも取り扱いいたします。
- 口座振替は毎月27日です（金融機関が休業日の場合は翌営業日になります）。

●取扱金融機関

- 常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、東日本銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、中央労働金庫、茨城県信用組合、北つくば農業協同組合、ゆうちょ銀行

●コンビニエンスストア納付

- セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート（北海道、関東地区のみ）、ミニストップ、ポプラ、デイリーヤマザキ、生活彩家、ハマナスクラブ、MMK設置店

●スマートフォン決済

- PayPay、LINEPay、PayB

●検針月

奇数月検針地区（5・7・9・11・1・3月）：

下館地区の一部、明野地区

偶数月検針地区（4・6・8・10・12・2月）：

下館地区の一部、関城地区、協和地区

●水道加入金

水道を新設するときや改造（メーター器の口径を増やすときに限ります）をするときは、工事申込のときに水道加入金が必要となります。※改造の場合は、旧メーターと新メーターの差額分となります。

令和元年10月新規水道加入申請分から適用

給水管の口径	金額（消費税相当額含む）
13mm	110,000円
20mm	176,000円
25mm	242,000円
30mm	330,000円
40mm	550,000円
50mm	825,000円
75mm	1,540,000円
100mm	管理者が別に定める

加入促進のため、新規加入者などに上記金額より減免措置を実施しています。

その他問い合わせ

●水道の使用量検針および上下水道料金徴収に関すること

上下水道料金お客様センター（本庁舎3階）：☎22-0505

●緊急時（漏水など）の夜間・休日受付

成田浄水場：☎25-1177

住宅設備

エリアマップ2図 A-2

人・街・未来へ 住宅設備の総合会社 小泉グループ
株式会社 **小泉 東関東下館営業所**

小泉は、住宅設備の総合サプライヤー。快適な住まいづくり、街づくりを通して21世紀の豊かな生活環境を創造していきます。

■筑西市外塚778
■TEL:0296-20-1311
■営業時間 / 8:30~17:30 ■定休日 / 土・日・祝日
■URL:https://www.koizumi.info/



P あり

建設業

エリアマップ5図 E-5

お気軽にご連絡ください!
株式会社 Next One

とび・造園・舗装、とび土工
水道施設・石工事 《各種工事承ります》

■筑西市井上1290-2
■TEL:0296-54-4950 ■FAX:0296-54-4951

◇茨城県知事許可(般-29)第32010号



P あり



公共下水道

問 下水道課 ☎22-0503

下水道使用料

公共下水道に接続すると、流した汚水量に応じて、下水道使用料を納めていただくことになります。

●使用水量の算定方法

- ・《検針水量》水道水（上水道）のみを使用している場合：上水道の使用水量が、そのまま下水道の使用水量になります。
- ・《認定水量》水道水以外の水（井戸水など）のみを使用している場合：1か月あたりの基準水量（1人あたり7㎡）に世帯員数を乗じて算出します。
- ・《比較認定》水道水と井戸水等を併用して使用している場合：「水道水の検針水量」と「井戸水等の認定水量」を比較して、多い方の水量で算出します。

※共同水道をご使用の人は、《認定水量》または《比較認定》で算出させていただきます。

●使用料の計算方法

≪下水道使用料 1か月（税込）≫

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1㎡につき
一般汚水	10㎡まで	1,496円	11～20㎡	176円
			21～30㎡	198円
			31～50㎡	209円
			51～100㎡	220円
101㎡以上	242円			
公衆浴場汚水	10㎡まで	1,496円	11㎡以上	55円
一時使用汚水	1㎡につき	220円		

●使用料金のお支払方法

- ・水道水を使用している人は、水道料金と合わせて毎月請求をさせていただきます。
- ・水道水を使用していない人は、毎月納付書による窓口でのお支払または取扱金融機関による口座振替をお願いします。

●受益者負担金

公共下水道が整備された区域のみなさんに、事業費の一部として負担金を納めていただくことになります。

※負担金は下水道接続の有無にかかわらずかかります。

●受益者負担金の算定方法

- ・下館地区：面積（㎡）×300円
- ・関城地区：面積（㎡）×280円+100,000円（基本額）
- ・明野地区：1戸を有する土地1か所につき500,000円
- ・協和地区：面積（㎡）×330円+150,000円（基本額）

●お願い

井戸水のみ、または井戸水と水道水を併用してご使用の人は、人数に変更があった場合使用料金が変わりますので下記までご連絡ください。

- ・上下水道部 下水道課（本庁舎3階）：☎22-0503
- ・上下水道料金お客様センター（本庁舎3階）：☎22-0505

●宅内排水設備工事

公共下水道排水設備の新設、改造、撤去をするときは、筑西市が指定した「筑西市下水道排水設備指定工事店」に申込みください。指定工事店でなければ、排水設備工事を行うことができません。※筑西市下水道排水設備指定工事店（筑西市ホームページに掲載）

浄化槽

問 下水道課 ☎22-0503

合併処理浄化槽の設置

茨城県では、平成19年10月1日に施行されました茨城県霞ヶ浦水質保全条例により、適切な排水処理をお願いする「垂れ流しせり口」を目指しています。そのひとつとして霞ヶ浦流域内の下水道・農業集落排水施設の整備区域または計画区域を除く地域で、単独浄化槽・汲み取り式便所を設置している場合は、窒素またはりんを除去できる高度処理型合併浄化槽の設置が義務付けられています。霞ヶ浦流域外の区域につきましては、通常型の合併処理浄化槽の設置が可能となっています。

また、公共下水道や農業集落排水施設の事業区域以外で、合併処理浄化槽の設置希望者に対する補助制度があります。

浄化槽の維持管理

浄化槽は、正しい維持管理をしないと汚れや悪臭の原因となりますので、定期的な清掃（年1回以上）、保守点検（年3回以上）、法定検査（年1回）を行ってください。浄化槽の清掃は市が許可している浄化槽清掃業者に依頼してください。

団地排水

問 下水道課 ☎22-0503

筑西市の団地排水地区は、幸町団地排水・大田郷駅前団地排水・鷹ノ巣団地排水の3地区あります。使用料金および接続工事などの手続は、公共下水道に準じます。

くらし・サービス

エリアマップ2図 D-2

環境に配慮した街づくりをお手伝いします

有限会社エス・エス・クリーンサービス

浄化槽清掃・一般汲み取りを行っています。

■筑西市下中山487
■TEL:0296-24-9500
■営業時間/8:00~17:00
■定休日/土日祝日



浄化槽保守・点検

エリアマップ4図 C-5

水処理施設総合コンサルタント

有限会社協和クリーンサービス

浄化槽の保守・点検は当社にお任せください。事業系一般廃棄物収集・運搬

■筑西市柳309-2
■TEL:0296-57-6191 ■フリーダイヤル:0120-57-6191
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜
※県知事登録 茨30-301号 / 筑西広域許可27号

農業集落排水処理施設使用料

農業集落排水に接続すると、使用者の世帯員数に応じて、農業集落排水処理施設使用料を納めていただくことになります。

●使用料の算定

<参考：一般使用料 1か月（税込）>

世帯員数 (算定人数)	使用料	世帯員数 (算定人数)	使用料
1人	2,407円	6人	7,070円
2人	2,990円	7人	8,090円
3人	4,010円	8人	9,110円
4人	5,030円	9人	10,130円
5人	6,050円	10人	11,150円

※使用料の額は、消費税および地方消費税に相当する額を含みます。
 ※使用者の種別（一般用および業務用）の区分に応じて、料金を算定します。
 ※一般用と業務用を容易に区分することができない場合は、業務用とみなします。

※一般用は、世帯員数（実際に居住している人数）で算定します。
 ※業務用は、従業員数や店舗面積に応じて算定します。

●農業集落排水事業分担金

農業集落排水事業区域内において、新たに農業集落排水に加入する場合には、農業集落排水事業分担金を納めていただくことになります。

なお、農業集落排水事業分担金の金額は、排水処理施設の区域により、異なります。

●宅地内排水設備工事

農業集落排水設備の新設、増設、改造、撤去をするときは、市が指定した「筑西市下水道排水設備指定工事店」に申込みください。

指定工事店でなければ、排水設備工事を行うことができません。
 ※筑西市下水道排水設備指定工事店（筑西市ホームページに掲載）

●農業集落排水関係の届出

新規使用開始、使用休止・廃止、使用者の変更、世帯員数の変更などがあった場合は、速やかに届け出をお願いします。

例：住所、氏名などが変わったとき。

単身赴任、遊学、施設入所などで世帯員に異動が生じたとき。
 お亡くなりになられたとき。

※使用料の変更は、届出書を受理した月の翌月からとなります。

土地・建物などに関する届け出・許可申請

土地取引

☎ 企画課 ☎24-2197

土地を買ったとき

法律（国土利用計画法）の定めにより、市街化区域は2,000㎡以上、市街化調整区域は5,000㎡以上の土地取引について土地売買などの契約を行ったとき、契約締結の日（契約締結日を含む）から2週間以内に市（企画課）に届け出をしなければなりません。

農地の売買、貸借、贈与、転用

☎ 農地調整課 ☎20-1167

農地の権利移動（売買、賃貸借、贈与、使用貸借等）をするときおよび農地を農地以外のものに転用するときは、次のような手続きが必要です。

- 農地法第3条の許可申請（農地を耕作目的で所有権移転および賃貸借、使用貸借等の権利を設定するとき）
- 市街化区域内の農地法第4条の転用届（所有者が市街化区域内の農地を耕作以外の目的で利用するために転用するとき）
- 市街化区域内の農地法第5条の転用届（所有者以外の方が市街化区域内の農地を耕作以外の目的で利用するための転用で、所有権の移転、賃貸借、使用貸借などの権利移動・設定が伴うとき）
- 市街化調整区域内の農地法第4条の転用許可申請（所有者が市街化調整区域内の農地を耕作以外の目的で利用するために転用するとき）
- 市街化調整区域内の農地法第5条の転用許可申請（所有者

以外の人が市街化調整区域内の農地を耕作以外の目的で利用するための転用で、所有権移転、賃貸借、使用貸借などの権利移動・設定が伴うとき）

※各届け出および許可申請において添付書類が異なります。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。
 ※許可申請の締切日は原則として毎月15日です（月により若干の変更があります）。届け出については、随時受付します。
 ※農地とは、登記地目が田、畑であるもののほか、現況が農地として使用されている土地も該当します。

農業経営基盤強化促進事業

生産性の高い農業を確立するため、農用地の利用権設定を推進しています。

貸主は離作料を支払うことなく契約期限で返還されます。借主は契約期限まで安心して耕作できます。

行政書士事務所 エリアマップ5図 E-4

小島行政書士事務所

役所手続、許可・認可の申請、相続

■筑西市下野殿801-1
 ■TEL:0296-24-8951
 ■営業時間/9:00~18:00
 ■定休日/日曜・祝日



P あり


農協 エリアマップ2図 D-2

JA北つば下館資産管理センター

お部屋探しはJAへきっとピッタリなお部屋がありますよ!

主に賃貸住宅の建設から入居者管理、貸テナント、土地の売買仲介業務など幅広く活動しています。

■筑西市下中山407-4
 ■TEL:0296-23-1558
 ■営業時間/[月~金曜]8:30~17:00 [日曜]9:00~17:00
 ■定休日/土曜・祝日



都市計画法の開発許可制度

☎ 宅地開発課 ☎20-1176



開発許可制度とは、民間の宅地開発を都市計画法に沿うように誘導することで、乱開発を防止し、安全で良好なまちづくりをすることを目的としています。

市内において開発行為を行う場合には、あらかじめ開発許可（市長の許可）を受けなければなりません。

●開発行為とは

主として建築物の建築（住宅、店舗、工場など）、または特定工作物の建設（コンクリート工場、ゴルフ場など）を目的として行う土地の区画形質の変更をいいます。

●区画形質の変更とは

次の各号のいずれかに該当する行為をいいます。

- ①区画の変更とは道路、水路などで区画割りをすること（単なる分合筆は含みません）。
- ②形の変更とは1.0mを超える盛土、または2.0mを超える切土を生じる造成行為。
- ③質の変更とは宅地以外の土地（田、畑、山林など）を宅地

として利用すること。なお、建築行為を伴わない駐車場や資材置き場などの造成行為は、開発行為に該当しません。

●開発許可が必要となる規模とは

市街化区域では、一定規模以上の開発行為を行う場合には、許可が必要となります。また、市街化調整区域では、原則として開発行為は認められていませんが、一定の条件にあてはまるものについては開発行為を許可しています。

- ・市街化区域内での開発許可：1,000㎡以上の土地で開発行為を行う場合には、許可が必要です。
- ・市街化調整区域内での開発許可：開発行為を行う場合には、面積にかかわらず許可が必要です。

●開発許可などの申請・手続について

開発許可・建築許可・適合証明などに関することについて、詳しくは宅地開発課までお問い合わせください。

建築

☎ 建築課 ☎20-1177

家を建てる時の手続

家の新築・増築・改築・移転・大規模な模様替えを行う際は、工事の前に建築確認申請を行わなければなりません。建築確認申請は、建築課または民間の指定検査機関で受け付けます。建築課で受け付けをした申請書は、茨城県県西県民センター建築指導課へ進達し、審査が行われ、法律に適合していることが確認され「確認済証」が交付された後、建築主は工事をはじめることができます。

住宅リフォームについて

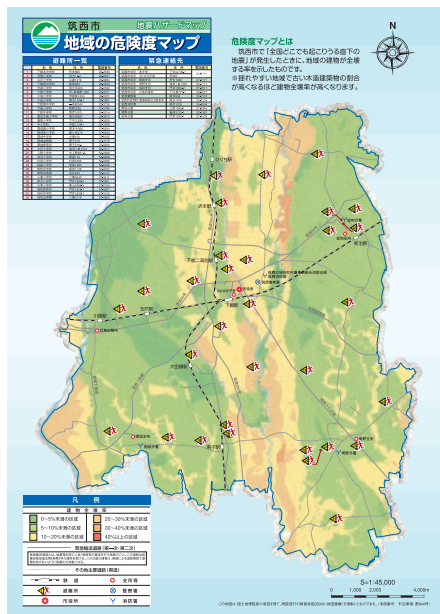
建築課の窓口で、「茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録者」を見ることができます。リフォームアドバイザーは、安心して適切な耐震改修やバリアフリー、防犯対策などのリフォーム工事ができるようにサポートし、また、住宅リフォームに関するトラブルに陥らないためのアドバイスなど、さまざまな相談に対応するための専門家として登録されたものです。

木造住宅簡易耐震診断について

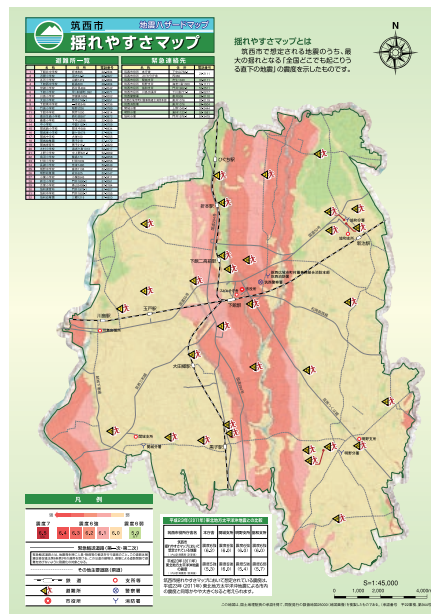
専門的な知識がなくても簡易的な耐震診断ができる「誰でもできるわが家の耐震診断」を建築課窓口および土木部建築課ホームページで見ることができます。

また、茨城県では住宅の耐震化を促進するため、安心して相談できる技術者（木造住宅耐震診断士）を養成しています。茨城県土木部都市局建築指導課ホームページおよび土木部建築課窓口にて木造住宅耐震診断士の名簿を公表しています。

●地域の危険度マップ ☎ 建築課 ☎20-1177



●揺れやすさマップ ☎ 建築課 ☎20-1177



建築業 エリアマップ5図 C-5

住宅のことなら
(株) 仲山住設

住宅リフォーム
・設計・施工・給排水衛生設備・土木工事など

■ 筑西市舟生277-4
■ TEL:0296-37-4256
■ FAX:0296-37-4272

P あり

住宅設計・施工 エリアマップ2図 C-4

地域密着!あなたの街のリフォームコンビニ

ココロリフォーム 株式会社 **イサカ住建**

新築、リノベーション、増築、改築から小さな修繕工事までトータルにリフォームのご提案をさせていただきます。

■ 筑西市二木成1390
■ TEL:0296-22-3607 ■ FAX:0296-22-6922
■ 営業時間 / 10:00~18:00 ■ 定休日 / 毎週水曜、第2日曜
■ URL:https://isakajuku.com/ ■ E-mail:info@isakajuku.com ■ ショールーム展示設備有り **P** あり

道路の管理

市道の管理を行っています。市道側溝への放流、道路の占用（排水管などの埋設）、ガードレールの撤去、歩道の切り下げなど道路を掘削したり、工事するときは許可・承認が必要となります。

道路の補修

道路に穴があいていたり、路肩が崩れているなど交通に支障があるときは道路維持課へご連絡ください。

道路の境界確認

市道および法定外公共物に隣接する私有地との境界を確定するときには、境界確認申請の提出と係員の立ち会いが必要です。※測量などの費用は申請者負担となります。

ペット

ペットの管理

問 環境課 ☎24-2130

○飼い犬編

- 犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。生後91日以上の子犬には、「登録」と「狂犬病予防注射」が狂犬病予防法で義務付けられています（室内飼育・室外飼育の区別はありません）。
- 「登録」は犬の生涯に1回です（登録すると【犬鑑札】が交付されます）。
 - 「狂犬病予防注射」は毎年1回です（実施した年度の【注射済票】が交付されます）。
 - 登録事項に変更があった場合は、市役所へ届け出が必要です。
 - ①住所・飼い主の変更（市外へ異動した場合は、新住所地で届け出をお願いします。その際は犬鑑札を持参してください）
 - ②犬の死亡
 - ※未登録および狂犬病予防注射を受けていない犬の所有者や管理者には、法律による罰則が適用される場合があります。
 - ※市内の動物病院でも、犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付が受けられます。詳しくは、各動物病院へお問い合わせください。
- 狂犬病は、人が発症すると助からない恐ろしい病気です。近隣諸国を含めて、世界中では今も多くの発症がみられます。狂犬病予防注射は必ず受けましょう。**

犬は放し飼いにしないで

- 犬の放し飼いは、県の条例で禁止されています。必ずつないで飼いましょう（特定犬については、おりの中で飼わなければなりません）。
- 飼い犬の迷子をなくしましょう。また、迷子になった場合の対策として、首輪などに【犬鑑札】【注射済票】などを付けましょう（早期発見が可能となり飼い犬の事故防止などに有効です）。
- 飼い犬が迷子になり自宅に戻らない場合には、市役所環境課、茨城県動物指導センター、警察署の各機関に保護の問い合わせを必ずしましょう。

散歩のマナーを守り環境美化に努めましょう

- 散歩のときは、必ずリードをつけましょう。
- 散歩中の「ふん」は、必ず持ち帰りましょう。また、周辺環境美化に配慮した責任ある行動をとりましょう。これは飼い主の義務であり最低限のマナーです（ふんを持ち帰る袋を持参してください）。

○犬・猫共通編

犬・猫を捨てないで

- 飼い主の責任で、避妊・去勢手術を受け無計画な繁殖を防ぎましょう（犬・猫は捨てないで、里親会や茨城県動物指導センターへご相談をお願いします）。
- ※犬・猫の遺棄は「動物の愛護及び管理に関する法律」の違反行為となります（罰金100万円以下）。

ペットは責任を持って飼いましょう

- 飼い犬は「ムダ吠え」をしないよう「しつけ」をきちんとしましょう。また、飼っている場所の周辺は、日ごろから清潔に保ちましょう。
- 飼い猫は、室内で飼うよう努めましょう。また、専用のトイレを用意し、決まった場所でさせるなどの「しつけ」をして、ご近所に悪臭などで迷惑をかけないように適切に飼育しましょう。
- 糞尿被害やいたずらなどにより迷惑を受ける人が増えています。

のら猫にエサを与えないでください

- エサを与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は、のら猫をどんどん増やすことになり、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、事故や病気で死亡する不幸な猫を増やしてしまうこととなります。

あなたの犬・猫がご近所から好かれるために

飼い主は飼い方のルールとマナーを守り、周囲に迷惑や危害をおよぼさない心くばりとしつけが大切です。

<犬や猫に関する苦情、咬傷事故、飼い方・しつけ方の相談窓口>
茨城県動物指導センター：笠間市日沢47 ☎0296-72-1200



市営住宅・市営墓地

市営住宅

☎ 建築課 ☎20-1177

市営住宅は、住宅に困窮する所得の低い世帯の人に、安い家賃で住んでいただくため、国と市が協力して建設した住宅です。

民間の賃貸住宅とは異なり、申込時や入居してからも収入基準などさまざまな規定が設けられています。また、毎年収入調査を行い、使用料（家賃）を決定します。詳しくは建築課までお問い合わせください。

●市営住宅一覧

下館地区	◆箱ヶ島市営住宅	◆川島駅前市営住宅
	◆折本中山市営住宅	◇玉戸南市営住宅
	◆玉戸北市営住宅	◆玉戸西市営住宅
	◆玉戸伊房地市営住宅	◆玉戸山ヶ島市営住宅
	◆女方市営住宅	◇中館市営住宅
	◇五所宮市営住宅	◇鷹ノ巣市営住宅
関城地区	◇岡芹市営住宅	◇みどり町市営住宅
	◆船玉市営住宅	◇上町市営住宅
明野地区	◇井上市営住宅	
	◆海老ヶ島市営住宅	◇権現台市営住宅
協和地区	◇宮本市営住宅	◇今泉町市営住宅
	◇若松町市営住宅	◇上星谷市営住宅
	◆新治市営住宅	◆門井市営住宅

◆の市営住宅につきましては、入居の募集を行っておりません。

市営墓地の使用

☎ 環境課 ☎24-2130

市では、明野墓地、明野富士見霊園、協和台原公園墓地の経営・管理をしています。現在、そのうち「明野富士見霊園」「協和台原公園墓地」で墓地の利用者を随時受け付けています。（明野富士見霊園は申込状況により、完売となっている場合があります。）

なお、申込みには下記の使用資格を満たしていることが必要です。詳しくは環境課までお問い合わせください。

明野富士見霊園

- 墓地の位置** 赤浜806-1（明野地区南端に広がる田園地帯を臨む台地にあります）
- 地図座標** 8図 B-4
- 全体の区画数** 164区画（第1種（和型）129、第2種（洋型）35）
- 種類** 第1種（和型）：4.0㎡の市長が指定した墓所
第2種（洋型）：3.2㎡の市長が指定した墓所
- 使用料** 第1種（和型）32万円（許可時のみ）
第2種（洋型）25万6千円（許可時のみ）
- 管理料** 第1種（和型）、第2種（洋型）ともに2,800円（毎年）
- 使用資格** 申請時に、次の条件のいずれかを満たしている必要があります
 - ①祭祀を主宰すべき人で、使用許可申請の日において、本市の住民基本台帳に継続して1年以上記録されている人。また、使用許可申請の日において、本市に本籍を有している人。
 - ②祭祀を主宰すべき人で、使用許可申請の日において、本市に本籍を有しており、2親等以内の成年者が本市の住民基本台帳に記録されている人。

協和台原公園墓地

- 墓地の位置** 古郡553（国道50号から北へ約700mの丘陵地にあります）
- 地図座標** 4図 C-3
- 全体の区画数** 1,291区画（A～Eブロック903、既設388）
- 種類** 2区画 A～Eブロック：4.5㎡の市長が指定した墓所
既設：9.91㎡の市長が指定した墓所
- 使用料** A～Eブロック：36万円（許可時のみ）
既設：45万円（許可時のみ）
- 管理料** A～Eブロック、既設ともに3,200円（毎年）
- 使用資格** 申請時に、次の条件のいずれかを満たしている必要があります
 - ①祭祀を主宰すべき人で、使用許可申請の日において、本市の住民基本台帳に継続して1年以上記録されている人。
 - ②祭祀を主宰すべき人で、その代理人となる成年者が本市の住民基本台帳に記録されている人。

寺院

エリアマップ2図 C-1

法華宗白蓮山 立正寺下館別院

生きる力、咲かそう命、釈尊の説かれた法華経、日蓮大聖人の慈悲の教え
供養（葬儀、先祖、水子他）祈願（厄除、家内安全、悩み他）
分譲墓地、永代供養墓（後継者のない方、単身者）受け付け中

■筑西市丙118-18
■TEL:0296-25-4856 ■FAX:0296-25-4003
■拝観時間／電話連絡対応 ■定休日／原則無休
■URL:https://shimodate-betsuin.com/ ■E-mail:info@shimodate-betsuin.com



P あり



『生涯・スポーツ・施設』

生涯学習

☎ 生涯学習課 ☎22-0182

市民だれもが、ライフステージに応じた多様な学習活動を展開できるように、さまざまな学習情報・学習機会を提供していくとともに、市民および地域の交流を深める取組みを推進しています。

生涯学習事業

学習内容の充実と環境整備に努め、生涯学習社会の形成に向けての普及・進行を図っています。

- ・成人教育
- ・市民講師の登録、活用の推進
- ・ちくせい市民大学の開講
- ・生涯学習情報の提供
- ・家庭教育学級の開設と運営支援

青少年育成事業

青少年の健全育成を図るため、関係諸機関や家庭、地域が一体となった環境づくりを推進しています。

- ・青少年相談員事業
- ・子どもを守る110番の家
- ・地域子ども安全ボランティア

市立生涯学習センター「ペアーノ」

生涯学習センターは市民の生涯学習活動、文化芸術活動を支える拠点として、市民ホール、会議室などを備えています。

●所在地 舟生1073-21 ●地図座標 7図 C-1

●問い合わせ ☎37-7803

●施設の規模

- ・市民ホール：定員500人
- ・野外ステージ：35㎡
- ・リハーサル室：定員30人
- ・楽屋1（洋室）：定員10人
- ・楽屋2（和室）：定員10人
- ・会議室1：定員100人
- ・会議室2：定員30人
- ・和室・茶室：定員10人

●開館時間 午前9時～午後10時

●休館日 月曜日（祝日の場合は翌平日）、12月28日～1月4日

アルテリオ

アルテリオは、しもだて美術館、しもだて地域交流センター、ちくせい市民協働まちづくりサロン（市民協働課）からなる複合施設です。

●問い合わせ 地域交流センター ☎23-1616

スポーツ

☎ 文化スポーツ課 ☎22-0183 / 下館総合体育館 ☎28-5040

筑西市体育施設の概要

No	施設名	所在地	概要	地図座標
1	下館総合体育館	上平塚627 (下館運動公園内)	・メインアリーナ <バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン10面> ・サブアリーナ<バレーボール1面、バスケットボール1面、バドミントン3面> ・トレーニングルーム<トレーニング機器> ・会議室（10席）・研修室（80席）	3図 C-5
2	下館トレーニングセンター	二木成1622	・アリーナ<バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面> ・健康体力相談室<和室28畳>	2図 C-4
3	下館武道館	下中山732-1	・柔道場1面 ・剣道場1面	2図 C-2
4	下館弓道場	下中山732-1	・弓道場<5人立>	2図 C-2
5	関城体育館	藤ヶ谷1845-1	・アリーナ<バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面> ・レッスン室	5図 D-5
6	明野トレーニングセンター	海老ヶ島2120-7	・アリーナ<バレーボール2面、バドミントン6面>	8図 C-1
7	明野武道館	海老ヶ島2120-7	・柔道場1面 ・剣道場1面	8図 C-1
8	協和の杜体育館	久地楽260	・アリーナ<バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面> ・トレーニングルーム<トレーニング機器>	4図 C-3
9	協和多目的研修センター	久地楽260	・アリーナ<バレーボール1面、バドミントン3面> ・研修室 ・調理室 ・ソフトボール場2面	4図 C-3
10	下館運動場	上平塚639	・野球場<本球場、サブ球場>2面 ・ソフトボール場1面 ・テニスコート《ハードコート》4面 ・サッカー場 ・多目的広場	3図 C-5
11	成田スポーツ公園	成田地先	・テニスコート《ハードコート》2面 ・球場<ソフトボール1面> ・多目的広場<ミニサッカー場>	6図 A-2
12	鬼怒緑地	小川地先	・野球場3面 ・ソフトボール場1面 ・テニスコート《ハードコート》5面 ・サッカー場<サッカー場2面><ミニサッカー場2面>	5図 B-2



No	施設名	所在地	概要	地図座標
13	関城運動場 (運動場・キャンプ場・ グリーンスポーツハウス)	藤ヶ谷1845-1	・運動場 ・ソフトボール場 ・サッカー場 ・キャンプ場 ・グリーンスポーツハウス<和室><調理室>	5 図 D-5
14	関城運動場 (野球場・多目的運動場・ テニスコート)	辻2435-1	・野球場1面 ・球場<少年野球場> ・テニスコート《人工芝》3面	5 図 D-5
15	関城富士ノ宮球場	関本上中306-1	・野球場<野球2面、ソフトボール4面>	7 図 B-1
16	明野運動広場	宮山30	・ソフトボール場	6 図 D-5
17	明野球場	新井新田40	・野球場 ・ソフトボール場	8 図 B-1
18	明野中央公園	新井新田42-5	・テニスコート《人工芝》4面	8 図 C-1
19	つくば明野工業団地 スポーツ公園	向上野1500-8	・ソフトボール場	8 図 C-4
20	協和球場	細田663-2	・野球場2面 ・ソフトボール場3面	6 図 C-1
21	協和サッカー場	蓮沼1611-3	・サッカー場<社会人用サッカーコート1面、少年用サッカーコート2面> ・多目的グラウンド<少年用サッカーコート1面> ・芝生広場	6 図 B-1
22	協和の杜テニスコート	久地楽260	・テニスコート《ハードコート》4面	4 図 C-3

●**休館日** 月曜日（祝日の場合は翌平日）12月28日～1月4日

●**使用料** 施設ごとに異なりますので、下館総合体育館までお問い合わせください。

●**学校体育施設の開放** 市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を目的として、小学校および中学校の体育施設の一部を、幼児・児童・生徒・一般市民の団体に開放します。利用団体の登録、利用申請については文化スポーツ課にお問い合わせください。

【利用申込・問い合わせ】

■**下館総合体育館** ☎28-5040 FAX 28-8776

●**所在地** 上平塚 627 ●**地図座標** 3 図 C-5

●**対象施設** 1・2・3・4・10・11・12

■**明野トレーニングセンター** ☎・FAX 52-0567

●**所在地** 海老ヶ島 2120-7 ●**地図座標** 8 図 C-1

●**対象施設** 6・7・16・17・18・19

■**関城体育館** ☎37-6049 FAX 37-5243

●**所在地** 藤ヶ谷 1845-1 ●**地図座標** 5 図 D-5

●**対象施設** 5・13・14・15

■**協和の杜体育館** ☎57-6600 FAX 57-6046

●**所在地** 久地楽 260 ●**地図座標** 4 図 C-3

●**対象施設** 8・9・20・21・22

あけの元気館

☎52-7111

地下1,500mから湧き出す天然温泉を利用した浴室・露天風呂「晴明の湯」、多彩な機能を備える温水プール、スポーツジムなど心と身体のリフレッシュに最適なスポットです。

●**所在地** 新井新田48-1

●**地図座標** 8 図 C-1

●**開館時間**

利用区分	開館時間	休館日
浴室・露天風呂 脱衣更衣室 くつろぎホール 大広間 リラックスルーム	午前10時～ 午後10時	・毎月第2・4水曜日 (祝日の場合はその翌平日) ・8月は第1・4水曜日 ・1月1日
トレーニングルーム プール室	午前10時～ 午後9時30分	

※都合により臨時に休館する場合があります。

●利用料金

	利用料金 (1回につき)	回数券 (11枚つづり)	団体 (1人あたり)
大人 (中学生以上)	750円	7,500円	650円
高齢者 (満65歳以上)	650円	6,500円	550円
小人 (満3歳以上)	300円	3,000円	250円
身体などの不自由な人 (大人)	300円	3,000円	250円
身体などの不自由な人 (小人)		無料	
幼児 (満3歳未満)		無料	

※「団体」とは、1回の入館につき20人以上の団体をいいます。

※「身体などの不自由な人」とは、身障者手帳などの交付を受けている人をいいます。

※上記のほか施設利用会員券もあります。

図書館

図書館は、生涯学習の拠点として、市民の読書要求に応えるため、的確な資料収集と施設の整備・運営を図り、利用しやすい開かれた図書館づくりを目指します。

中央図書館・明野図書館・関城分館・協和分館でネットワークを形成し、図書館利用の利便性を図っています。

はじめて利用するときは

図書館の資料を借りるには、利用カードが必要です。

下記AまたはBにあてはまる人は利用カードをつくることができます。

A	筑西市、桜川市、結城市下妻市、栃木県真岡市にお住まいの方
B	筑西市の会社、学校に通勤、通学されている方

※ご本人が、カウンターでお申込みください。

※氏名・生年月日・住所が確認できるものをご提示ください（運転免許証、保険証など）。Bの方はこれに加えて、在勤、在学が確認できるもののご提示が必要です（社員証、学生証など）。

※利用カードはご本人のみ使用できます。

借りるときは

図書利用カードと一緒に、借りたい資料をカウンターまでお持ちください。

●貸出内容

	資料種別	貸出冊数・点数	期間
個人	図書資料 (紙芝居含む)	制限なし	2週間以内
	視聴覚資料	DVD 1点 CD・カセット 4点	1週間以内
	複製絵画 (中央館のみ)	1点	30日以内
	雑誌	3点	2週間以内
団体	図書資料 (本のみ)	100冊以内	30日以内

※貴重図書・郷土資料・行政資料・参考資料のうち貸し出しをしないものもあります。

返すときは

カウンターまで、お持ちください。図書館が閉まっているときは、入口横の「本の返却口」（中央、明野のみ）に入れてください。

※CD・DVDは破損のおそれがありますので、直接カウンターまでお持ちください。

利用時間・休館日

施設	利用時間	休館日
中央図書館・明野図書館	午前9時～ 午後7時	毎週月曜日 (祝日の場合は開館)
関城分館・協和分館	午前9時～ 午後5時	毎週月曜日(祝日の 場合は翌日の火曜日)

※上記とは別に「特別整理期間」や「年末年始」の休館日があります。詳しくは図書館ホームページでご確認ください。

●図書館ホームページからの資料検索・予約

<https://library-city-chikusei.jp>へアクセスしてください。予約にはパスワードが必要です。カウンターでお申し込みください。有効な図書館利用カードをお持ちならば電話でのパスワード発行が可能です。

●筑西市電子図書館のご利用（中央図書館、明野図書館）

パソコンやスマホで読書ができる電子図書館をご用意しています。筑西市在住、在勤、在学の方であれば、ご利用が可能です。カウンターでお申し込みください。有効な図書館利用カードをお持ちならば電話でのID、パスワードの発行が可能です。

<https://web.d-library.jp/chikusei/g0101/top/>

●ナクソス・ミュージック・ライブラリーのご利用（中央図書館、明野図書館）

世界中で利用されているオンライン音楽図書館です。インターネットを通じて、高音質の音源をお聴きになれます。カウンターで15日間有効のID、パスワードをご請求ください。<https://ml.naxos.jp/>

●集会室のご利用（中央図書館、明野図書館）

図書館に付設された集会室をご利用になれます。中央図書館には、視聴覚室、ボランティア活動室、創作室、和室、会議室があります。明野図書館には、視聴覚室があります。ご利用に際しては筑西市図書館条例をご確認ください。ご利用方法はお電話もしくは図書館カウンターでお尋ねください。

●問い合わせ

名称	所在地	電話番号	FAX	地図座標
中央図書館	下岡崎 1-11-1	24-3530	20-1008	2 図 D-2
明野図書館	海老ヶ島 2120-7	52-2466	52-4648	8 図 C-1
関城分館	関本上 1470	37-6626	37-8151	7 図 C-1
協和分館	門井 1962-2	57-2515	57-5068	4 図 C-5

『議会・情報公開・相談』

議会・選挙

市議会

☎ 議事課 ☎24-2173

市議会のしくみ

議会は、年4回、3・6・9・12月に開催される定例会と必要に応じて開かれる臨時会とがあり、市長や議員から提出された議案や市民のみなさんから出された請願・陳情などを審議します。また、議会には3つの常任委員会と議会運営委員会のほかに、必要に応じて設置される特別委員会があります。

議員の定数と任期

- 定数 24人
- 任期 令和5年4月25日まで

傍聴したいときは

本会議は一般に公開され、個人でも団体でも自由に傍聴できます。傍聴席は48席です。市議会活動や市政の方針を知ることができますので、ぜひ傍聴においでください。傍聴されるときは、本庁舎6階の受付で住所・氏名などを記入し、入場してください。

※会議を妨害したり、他人に迷惑をおよぼすと認められたときは、入場をお断りすることがあります。

請願・陳情書の出し方

●請願・陳情とは

市民が、市政などについての要望や意見を直接「議会」に提出する方法のことです。

●書式および提出方法について

請願書・陳情書は日本語を用いて請願・陳情の要旨、提出年月日、住所を記載し、氏名（法人の場合は名称と代表者名）を署名または記名押印して議長宛てに提出してください。

請願書には、1人以上の紹介議員の署名または記名押印が必要になりますが、陳情書には紹介議員は必要ありません。

※署名の場合は押印不要です。

表紙	本文
〇〇に関する請願（陳情）書	〇〇に関する請願（陳情）
	…請願・陳情事項の本文…
	……（要旨）……………
	……………
	……………
	年月日
	提出者（代表）
	住所……………
	氏名 請願一郎 印*
紹介議員	筑西市議会議長
議 会 花 子 印*	筑 西 太 郎 様

選挙

☎ 総務課内 選挙管理委員会 ☎24-2178

選挙管理委員会

公平な選挙を行うため、議会において選挙された4人の委員から構成されています。各種選挙の管理執行のほか、選挙人名簿の調製、市民の政治意識を高めるための啓発事業などを行っています。

選挙

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人は、国会議員選挙をはじめ都道府県や市区町村の議会の議員および長の選挙ができます。

投票所や時間などは、広報紙や市ホームページなどでお知らせします。

選挙人名簿

満18歳以上で、引き続き3か月以上、筑西市の住民基本台帳に登録されている人は、選挙人名簿に登録されます。住民登録を忘れると投票ができなくなることがありますので、必ず届け出をしてください。名簿の登録は、毎年3・6・9・12月の定時登録と選挙時登録があります。

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などの理由で投票所に行けない場合、選挙期日の公示または告示日の翌日から選挙期日の前日までの午前8時30分～午後8時までの間に、投票を済ませることができます。

●期日前投票所

市役所本庁舎、関城支所、明野支所、協和公民館、川島出張所

不在者投票

投票日当日に、仕事や用務などで他の市区町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。また、疾病・負傷などで、不在者投票指定施設に入院中の人は、施設内において不在者投票ができます。また、市外にも指定施設があります。事前に申請などが必要になるので、余裕をもって手続きしてください。詳しくはお問い合わせください。

郵便等投票（郵便などによる不在者投票）

身体に重度の障がいのある人や、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人が、事前に申請をすることにより自宅などで投票できる制度です。

重度の障がいに該当するかどうかは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳に記載されている障がいの種類や程度により決まります。

投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。交付を希望する人や有効期限が満了している人は、早めに申請をしてください。

高齢者等投票支援（タクシー送迎）

投票日当日に、自宅と投票所との間をタクシーで送迎する投票支援を実施しています。

高齢の人や障がいのある人、自動車運転免許証を返納した人など、投票所までの移動にお困りの人はご利用ください。

ただし、一定の要件を満たしている人ではないとご利用できませんので、詳しくはお問い合わせください。

情報公開

情報公開制度

☎ 総務課 法制グループ ☎24-2178

情報公開制度は、「筑西市情報公開条例」に基づき、市民のみなさんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として開示するしくみです。市民のみなさんの市政参加を促進するとともに、みなさんと市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。

請求ができる人

情報の開示を請求できる人は、市内に住所のある人、市内に通勤・通学されている人、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、市の事務事業に具体的な利害関係を持っている人です。これら以外の人には、請求権はありませんが、「開示申出」という制度により、便宜的に情報の開示に応じています。

開示できない情報

個人に関する情報、公共安全と秩序維持に支障がある情報や法律で不開示とされている情報などは、開示できません。

請求の方法

請求は、総務課（本庁舎4階）のほか、各所管課で受け付けています。みなさんの相談に応じ、請求される公文書の特

定した後、開示請求書に必要事項を記載していただきます。また、都合で来庁することができない人のため、Eメール、郵送、FAX、オンラインによる請求も受け付けています。なお、「開示申出」の方法もほぼ同様になります。

※請求書は市ホームページの「暮らし・手続き」の中にある「各種申請書・届出書ダウンロード」からダウンロードして入手することもできます。

開示・一部開示・不開示の決定

開示請求書の受付をした日から15日以内（やむを得ない理由により延長する場合があります）に開示するかどうかを決定し、その旨を書面でお知らせします。

開示の方法

お知らせした日時に情報の閲覧、視聴またはその写しの交付により開示します。

審査請求

情報の不開示または一部開示の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

※「開示申出」の場合は、審査請求はできません。

個人情報保護制度

☎ 総務課 法制グループ ☎24-2178

個人情報保護制度は、「筑西市個人情報保護条例」に基づき、市が保有している自分の個人情報を見たり、その情報に事実の誤りがあるときは、それを訂正したり、その情報が条例に違反して収集されたと認めるときなどに、その削除や利用中止を請求したりすることができるしくみです。個人情報の有用性に配慮しながら、みなさんの個人の権利や利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

請求ができる人

自分に関する情報であれば、どなたでも請求することができます。また、未成年者や成年被後見人の法定代理人や心身に重度の障がいがある人の保護者、請求者本人の委任による代理人（マイナンバー（個人番号）を含む個人情報に係る請

求に限ります）のみ、本人に代わって請求することができます。

請求の方法

請求は、総務課（本庁舎4階）のほか、各所管課で受け付けています。請求内容に応じ、所定の請求書を提出してください。その際、本人、法定代理人などであることを確認しますので、運転免許証、パスポートなど請求者の身分を証明できるものを提示または提出してください。

※請求書は市ホームページの「暮らし・手続き」の中にある「各種申請書・届出書ダウンロード」からダウンロードして入手することもできます。

開示請求に対する決定

請求書の受付をした日から15日以内（やむを得ない理由に

より延長する場合があります)に開示するかどうかを決定し、その旨を書面でお知らせします。開示することを決定した場合は、お知らせした日時に個人情報の閲覧、視聴またはその写しの交付により開示します。その際、本人、法定代理人などであることを確認しますので、運転免許証、パスポートなど請求者の身分を証明できるものを提示または提出してください。

訂正請求・削除請求・利用中止請求に対する決定

請求書の受付をした日から30日以内(やむを得ない理由により延長する場合があります)に訂正、削除または利用中止するかどうかを決定し、その旨を書面でお知らせします。

審査請求

開示請求、訂正請求、削除請求、利用中止請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

まちづくり

☎ 市民協働課 ☎23-1600

まちづくり出前講座

市民のみなさんに、市政に関する理解や関心を深めていただくために「まちづくり出前講座」を実施しています。

出前講座は、10人以上の団体やグループであれば、どなたでもご利用いただけます。要望に応じて市の職員などが出向き、市の制度や事業をわかりやすく説明します。年金、介護、医療、健康づくり、税などの市民生活に関わることや、まちづくり計画、都市計画、行政改革などの行財政に関わることまで豊富なメニューがありますので、ぜひご利用ください。

パブリック・コメント

パブリック・コメントとは、市の基本的な施策、計画などの策定、改定などの過程において、市民のみなさんに公表し、意見や情報を求め、寄せられた意見などに対する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して市の意思決定を行う手続のことをいいます。

その都度、市ホームページや市役所本庁舎・各支所、ちくせい市民協働まちづくりサロンで公表します。

外国人のための生活ガイドブック

市内在住の外国人や今後市内に転入する外国人のために、生活ガイドブックをお配りしています。

ガイドブックには、行政手続や生活上必要な情報、緊急・

災害時の連絡先、年中行事の案内など、日本語・英語・タガログ語・中国語・ポルトガル語・タイ語の6か国語で記載されています。希望される人は、市民課窓口または、ちくせい市民協働まちづくりサロンへお越しください。

ちくせい市民協働まちづくりサロン

ボランティアなどの公益的な活動を行う市民団体を支援しています(登録数116団体=令和4年3月末現在)。打ち合わせコーナー・印刷などの作業室(一部有料)などが使用できるほか、登録された市民団体の照会、まちづくりに関する相談にも応じています。

- 所在地 丙372 アルテリオ2階
- 設備内容 打ち合わせコーナー、作業室(リソグラフ、紙折機、裁断機、丁合機、背張り製本機、ラミネーター)、大判プリンター、コピー機、パンフレットラックなど
- 開館時間 午前9時～午後5時 ※打ち合わせコーナーのみ午後5時～10時の利用ができます。(前日までに要予約、早期閉館時は使用不可)
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始(12月28日～1月4日)
- 使用料 設備ごとに異なりますので、ちくせい市民協働まちづくりサロン(市民協働課)までお問い合わせください。

広報・広聴

☎ 広報広聴課 ☎24-2172

『広報筑西ピープル』の発行

毎月2回(第2・4水曜日)発行し、自治会を通じて配布しています。

公民館などの公共施設にも置いてありますのでご利用ください。『広報筑西ピープル』は、市ホームページでもご覧いただけます。

ホームページ・SNSによる情報発信

市ホームページ、市公式Facebook、市公式Twitterのほかに、市公式Instagram、市公式LINEで情報を発信しています。

●市ホームページ

<https://www.city.chikusei.lg.jp/index.html>

●市公式Facebook

<https://www.facebook.com/chikusei.city>

●市公式Twitter

https://twitter.com/chikusei_city

●市公式Instagram

https://instagram.com/chikusei_city?utm_medium=copy_link

●市公式LINE

<https://line.me/R/ti/p/%40043ebev>



市ホームページ



市公式Facebook



市公式Twitter



市公式Instagram



市公式LINE

陳情・要望

道路や生活環境の改善、市政に対する陳情や要望は、原則として自治会を通して提出してください。詳しくは広報広聴課までお問い合わせください。

市長ほっとライン（市長へのはがき・メール）

市政に対するご意見、ご要望などをお寄せください。

- はがき 市役所本庁・各支所、公民館などの公共施設に置いてあります。
- メール 市ホームページ・市長の部屋のページからお送りください。

困ったとき

夜間や休日の救急医療

問 地域医療推進課 ☎22-0535

夜間休日一次救急診療所

- 地図座標 1図 C-3
- 問い合わせ
受付時間内 ☎45-5526
平日 午前8時30～午後5時15分 ☎22-0535
- 診療科目 内科・小児科
- 休日診療
「診療日」日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）
「受付時間」午前9～11時、午後12時30分～1時30分
- 夜間診療
「診察日」平日・土曜日
「受付時間」午後7～8時30分
- 持ちもの
健康保険証、医療福祉費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳 など

小児救急医療 筑波メディカルセンター病院

- 365日24時間体制で小児科の診察を行っています。
※緊急度の高い患者さんを優先的に診察するためにトリアージ（緊急度・重症度による診察順位の決定）を行っています。
- 問い合わせ ☎029-851-3511

茨城子ども救急電話相談

急な病気で心配なとき、ご相談ください。看護師が電話で相談に応じます。

- 相談日時 24時間365日対応
- プッシュ回線の固定電話、携帯電話
こども救急電話相談 [#8000]
おとな救急電話相談 [#7119]
- すべての電話 ☎050-5445-2856
※緊急・重症の場合は迷わず「119」へ。

筑西広域消防本部テレフォンサービス

急な病気やけがなどで「休日・夜間に診てくれる医療機関を知りたいとき」にご利用ください。

- 問い合わせ ☎0296-25-0111（24時間対応）
※歯科の案内は行っていません。

ちくせい健康ダイヤル24〈年中無休〉

- 医師をはじめさまざまな相談スタッフが無料で電話相談に応じます。
- 問い合わせ ☎0120-08-2941
※詳しくは51ページをご覧ください。

消費生活

消費生活センター

商品購入やサービスの提供などに伴う消費生活に関する苦情や相談を受け付けています。専門的な知識を持った相談員がトラブルにあった本人からの聴き取りや契約書などから問題点を整理して事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法などについて助言や情報提供をしています。

- 所在地 丙360 本庁舎3階
- 地図座標 2図 C-2
- 開所日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1～4時
- 問い合わせ ☎21-0745

相談

青少年なんでも相談

いじめなど、学校生活や日常生活での子どもたちのさまざまな悩みについて、専門の相談員が電話相談・面談相談に応じます。保護者からの相談にも応じています。

- 相談日時 毎週月・水・金曜日 午後1～5時（祝日、お盆、年末年始を除く）
- 所在地 市青少年センター（本庁舎3階）
- 地図座標 2図 C-2
- 問い合わせ ☎24-6081

神社 エリアマップ7図 E-4

御創建大宝元年(701) 関東最古の八幡さま

大宝八幡宮

八幡さまをお祀りする神社としては関東最古。大宝の社名から金運・財運のパワースポットとして知られる。

■下妻市大宝667
■TEL:0296-44-3756 ■FAX:0296-43-2286
■営業時間 / 8:30～17:00 ■定休日 / 年中無休
■URL:https://www.daiho.or.jp ■E-mail:info@daiho.or.jp

公式アカウントあり

あり(100台)

質店 エリアマップ5図 C-2

初めての方も安心! 査定は無料です!!

扇屋質店

【取り扱い品】
金・プラチナ・ブランド品・時計・宝石・宝飾品等

■筑西市小川1444-43
■TEL:0296-28-0007
■営業時間 / 9:00～19:00 ■定休日 / 毎月7・17・18・27日
■URL:http://www.oogiya78.com/ ※茨城県公安委員会許可 (館)第18号 第401200001117

あり

こころといのちの相談窓口一覧

ひとりで悩まず相談してください。

●パソコン

<https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page003934.html>

●携帯電話・スマートフォンはこちらから→

<https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page003934.html>



その他相談

相談名	相談内容	日時	場所・相談先	相談員	担当課(問い合わせ)
福祉相談	福祉全般	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始は除く	福祉相談室 (市役所本庁舎 2階)	自立相談支援員	社会福祉課 ☎22-0525
心配ごと相談	心配ごと全般	毎月第2木曜日 (変更の場合有) 午後1時～4時 (受付時間 午後1時～3時)	筑西市社会福祉協議会本所 (筑西市総合福祉センター内)	民生委員および主任児童委員	筑西市社会福祉協議会 ☎22-5191
法律相談 【要予約】 ※相談日、予約日は市広報紙でお知らせします。	法律相談	毎月第1金曜日 (変更の場合有) 午前10時～正午			
毎月第3金曜日 (変更の場合有) 午前10時～正午	①関城会場 (関城老人福祉センター内) ②明野会場 (明野農村環境改善センター内) ③協和会場 (協和ふれあいセンター内) ※月ごとに持ちまわり。				
人権相談	差別や虐待、パワーハラスメントなど	実施日時、会場は市広報紙でお知らせします。		人権擁護委員	人権推進課 ☎24-2102
行政相談	国の仕事やサービス、各種制度の手続など			行政相談委員	広報広聴課 ☎24-2172
家庭児童相談	児童虐待や子育てなどに関するさまざまな相談	月～金曜日 午前9時～午後4時 ※祝日、年末年始は除く	詳細については、P45の相談をご参照ください。	家庭児童相談員	母子保健課 こども家庭総合支援拠点 ☎24-2612
女性相談	DV、離婚、夫婦関係、セクハラなどに関する相談	月曜日 午前9時30分～午後4時 木曜日 午後1時30分～正午 ※祝日、年末年始は除く		女性相談員	母子保健課 こども家庭総合支援拠点 ☎24-2613

議会・情報公開・相談

患者等搬送事業者 エリアマップ8図 C-4

いつでも、どこでも、どこへでも

ケアタクシー A(エース)

外出が困難な方が「安心・安全」に移動出来るよう、真心込めたサービスを心がけております。車いす・ストレッチャー(ベット)での御利用も可能です。

■筑西市赤浜115
■TEL:0296-54-5447 ■FAX:0296-54-5448
■受付時間/月曜～土曜 8:00～18:00(FAX・メールは24時間)
■URL:<https://www.care-taxi-a.com> ■E-mail:info@care-taxi-a.com

建築業 エリアマップ5図 D-4

(株)荒井

各種板ガラス・アルミサッシ・システムキッチン・システムバスルーム・木質建材・外装建材・シャッター・太陽光発電・オール電化システム・エクステリア

■筑西市布川62-2
■TEL:0296-28-4646 ■FAX:0296-28-5926

P あり